

# 奈良時代政治史研究

創刊号

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| 舎人親王の政治的立場<br>— 知太政官事を中心に —          | 荊木 美行 (1)  |
| 奈良時代の東宮機構をめぐって                       | 上村 正裕 (4)  |
| 道祖王立太子についての一試論<br>— 聖武太上天皇遺詔の意図と背景 — | 木本 好信 (7)  |
| 『続日本紀』「藤原良繼薨伝」の再検討                   | 中村 光一 (9)  |
| 藤原四家の分立と恵美朝臣<br>— 藤原親族の人事覚書 —        | 松尾 光 (12)  |
| 聖武天皇と仏教<br>— 皇太子の夭折と生母宮子との対面 —       | 宮崎 健司 (15) |
| 藤原是公と持物寄進<br>— 『西大寺資財流記帳』の記載から —     | 池田 光佑 (18) |

創刊の辞 ..... (一)

追悼

中川 収先生の思い出 ..... 木本 好信 (一)

中川 収先生著作目録 ..... 小口雅史・木本好信 (二)

---

奈良時代政治史研究会

## 古代史論聚

木本好信編 2020. 08刊／A5判・852頁／12500円  
編者の古希を機に、考古学も含めた珠玉の古代史論攷65編を収録。各執筆者が、いま書きたいテーマで書いた論文。目次は小社ウェブサイトで公開。

## 藤原南家・北家 官人の考察

木本好信著 2019. 08刊  
A5判・230頁 4900円  
古代史研究叢書13 前著『藤原北家・京家官人の考察』（岩田書院 2015）の続。藤原四家の完結編。

## 藤原式家官人の考察

木本好信著 2019. 09刊／A5判・276頁／5900円  
新装復刊 宇合・田村麻呂・百川・蔵下麻呂・種継をとりあげて考察する。序：直木孝次郎。高科書店版(1998年)から索引削除して、並製本に変更。

## 時範記 逸文集成

木本好信・中丸貴史・樋口健太郎編 2000円  
岩田書院史料選書6 平安末期の官人・平時範の日記の逸文を集成。承保2年～天仁元年(1075-1108)の390条。人名索引。(2018.09刊/A5判・148頁)

## 南北朝期 法隆寺 金堂間私日記・ 吉祥御願御行記録

「金堂日記」を読む会編 2022.01刊／A5判／4900円  
岩田書院史料選書8 南都寺社史料集3 (254頁)

## 南北朝期法隆寺雜記

河野昭昌他編 2017. 07刊／A5判・176頁／3200円  
岩田書院史料選書5 南都寺社史料集2 天理図書館蔵「具中曆康安二年」と紙背を、影印・翻刻。奈良～南北朝時代の法隆寺の堂宇別編年体の史書。

## 南北朝期法隆寺記録

河野昭昌他編 2014.07刊／A5判・200頁／2800円  
岩田書院史料選書3 南都寺社史料集1 大阪府立中之島図書館蔵本を、紙背文書も含めて影印・翻刻。元亨～観応の法隆寺の法会などを記録する。

## 古代の地方豪族と 王権・両貫制

加藤謙吉著 A5判／5800円  
古代史研究叢書14 畿内王権と地方豪族の動向と、その複合的な居住・出仕体制。(2022. 07刊／270頁)

## 平安後期 散逸日記の研究

大島幸雄著 2017. 01刊／A5判  
314頁 6800円  
古代史研究叢書12 長秋記・二東記など、現在では失われた私日記を、断片的な史料から考察する。

## 古代越中の 律令機構と莊園・交通

根津明義著／4800円  
2015. 03刊／B5判  
古代史研究叢書10 東大寺領莊園の開田図と現地比定、在地の律令機構、古代交通路など。(172頁)

## 古代東国の 調庸と農民

宮原武夫著 2014. 08刊  
A5判・244頁 5900円  
古代史研究叢書8 房総の調庸、蝦夷問題のほか、尾張国解文の解説を通し、租税の実態を考察する。

## 古代学の風景

保坂達雄著 2015. 07刊／A5判・246頁／3000円  
折口信夫・琉球・日本 既刊『神と巫女の古代伝承論』『神話の生成と折口学の射程』に収録できなかった文章をまとめ、著者の思考の底流を示す。

## 天平期の僧と仏

根本誠二著 2015. 07刊／四六判・200頁／3400円  
行基・鑑真・道鏡、そして良弁 天平期に活躍した僧(ほうし)の活動を通して、人々の心のなかに生き続けてきた仏(ほとけ)の世界を描く。

## 奈良平安時代の 〈知〉の相関

根本誠二他編 2015. 01刊／11800円  
仏教のみならず、宮廷社会・在地社会を維持する知的な営みについての14論文収録。(A5判・442頁)



岩田書院

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山4-25-6-103【価格は税別】  
TEL:03-3326-3757 FAX:03-3326-6788 <http://www.iwata-shoin.co.jp>

## 舍人親王の政治的立場

### —知太政官事を中心に—

荊 木 美 行

#### はじめに

令和2年は、『日本書紀』が撰進されてから1300年の節目の年であった。それに関連して舍人親王の名を目にする機会が多かった。親王は、養老4年(720)5月に『日本書紀』が撰上された際、編輯総裁の立場にあった人物である。

天武天皇紀10年(681)3月条にみえる帝紀及び上古の諸事を記し定めたという詔が『日本書紀』編纂の開始と考えてよいなら、そこに名を連ねている川嶋皇子と忍壁(刑部)皇子も主要メンバーだったことが知られる。ただ、この二人は、それぞれ持統天皇5年(691)9月、慶雲2年(705)5月に薨じている。天武天皇皇子では、長親王(第4皇子)と穗積親王(同第5皇子)も和銅8年(715)に相次いで薨じたから、天武天皇の遺志を継いでこの事業を完遂することのできる人といえ、舍人親王を措いてほかになかった<sup>(1)</sup>のである。

舍人親王は、天武天皇の第3皇子で、母は天智天皇皇女の新田部皇女。天武天皇5年(676)に生まれ、天平7年(735)11月に薨じている。『公卿補任』に年六十とあるから、『日本書紀』撰上のときには44歳だったことになる。親王は、持統天皇9年(695)正月に浄広式を授けられ、養老2年(718)正月、二品から一品に昇っている。『日本書紀』完成の前年10月には、同じく天武天皇皇子の新田部親王とともに皇太子(のちの聖武天皇)の輔翼を命じられ、内舎・大舎人・衛士を与えられ、封戸も2000戸に及んだ。また、『日本書紀』完成の3ヵ月後は、知太政官事に任じられ、薨ずるまでその地位にあったから、元正から聖武天皇朝にかけて約15年ものあいだ政界で重きをなしたことになる。<sup>(2)</sup>

小論は、この舍人親王を中心に、奈良時代における皇族について素懐の一端を陳べたものである。

#### 1 知太政官事の評価

舍人親王のキャリアのうち、政治とのかかわりでもっとも注目されるのは、やはり知太政官事<sup>(3)</sup>への就任であろう。知太政官事は、8世紀前半に断続的に設置された令外官で、執掌のみを有する特殊な性質の「官」である。舍人親王以前には、まず刑部親王<sup>(4)</sup>(大宝3年(703)正月から慶雲2年(705)5月まで)がその任にあり、ついで穂積親王(同2年9月から霊龜元年(715)7月まで)が就任している。2人のあとを承けた舍人親王は養老4年(720)8月から天平7年(735)11月までその地位にあり、ついで同9年9月からは鈴鹿王がそのあとを襲った(同17年9月まで)。知太政官事になった4人は、いずれも天武天皇の皇子または皇孫(鈴鹿王のみ孫)だったという点で共通している。

知太政官事は、刑部・穂積両親王が任じられた当時は、まだ「太政官の事を知らしむ」とだけあって官名ではなかったが、次第に一個のポストとして認識されるようになった。『続日本紀』養老4年8月甲申条には「詔して舍人親王を以て知太政官事と為す」とあるので、このときすでに官職とされていたことがわかる。『続日本紀』によれば、慶雲3年(706)には右大臣に准じ

て季禄を支給することが定められたというが、この規定は延喜式部式にも採られている。ということは、『延喜式』編纂の段階でも任命の可能性が残されていたのであり、官自体が廃止されたわけではなかった。

上の規定をみると、少なくとも俸禄面では、知太政官事は大臣と同格であったことがわかるが、太政官において知太政官事の占める位置は、かならずしも明確ではない。知太政官事<sup>(5)</sup>については、太政官の長官とはいえないとする見解や、あるいは、参議と同格ではないが、広義の参議だとする考えもあり<sup>(6)</sup>、そのとらえかたは研究者によって異なる。「知——事」と称する官は中国に先例があり<sup>(7)</sup>、奈良時代にも、養老4年(720)8月に新田部親王が任命された「知五衛及授刀舍人事」など類例は多いが、知太政官事も、その名称から推すかぎり、太政官のことを総知する立場にあったことはたしかであろう<sup>(8)</sup>。

もっとも、知太政官事については、舍人親王や鈴鹿王が宣勅・宣詔にかかわったことを記した記事以外に、具体的な職掌を示した史料は残っていない。そのため、職務についても多様な見解が提出されており、容易に帰趨をみない。

知太政官事に関する研究は、竹内理三氏の先駆的な論文をはじめ、これまでかなりの蓄積がある。筆者も、そうした先行研究には教えられるところが多かったが、従来の研究を回顧して、いささか物足りなさを感じている点が一つある。それは、皇族のもつ威厳というものに言及した論文が少ないことである。

これまでの研究では、どちらかという、知太政官事を貴族勢力とのパワーバランスから解釈しようとする傾向があったように思う。たとえば、北山茂夫氏は、つぎのようにのべておられる。

知太政官事という特殊な臨時の官の出現と消滅については、持統上皇の死後の、文武の弱体化、藤原氏出の「夫人」を生母とする首皇子(聖武)の皇位継承を安全にするための中継ぎの関係で即位した二人の女帝の特異な存在を軸とし、太政官を拠点として勢力を伸ばしてきた貴族(とくに藤原氏)と親王・諸王ら皇親との対抗、その力関係の政治的表現としてとらえねばならない。<sup>(9)</sup>

また、これを受けた野村忠夫氏も、知太政官事の出現の背景に「皇親と、持統朝以来上昇してきた諸臣貴族勢力との眼にみえない相剋があった」とのべ、同官の設置は皇親勢力が「議政官たちに掣肘加えるためのものであった」とみておられる<sup>(10)</sup>。

貴族勢力との相対的な評価によって知太政官事の権限や職掌を炙り出そうとするアプローチはそれなりに有効だと思うが、それだけでは知太政官事の本質は把握できないように思う。卑見によれば、知太政官事で重要なのは、就任したのが皇族に限られるという点にあると思う。

天皇家の人びとが、血統に裏打ちされた独自の威厳をもってしたことについては、なんびとも異論はないと思う。この場合の威厳とは、英語のdignityに相当する概念で、高貴な家柄ゆえに貴種崇拝・神聖視の対象となった「御稜威」をいう。いささか抽象的な言葉ではあるが、はやくにそうした観念が定着していたことは、記紀の伝承や萬葉歌、とくに巻第二後半の挽歌などからもうかがうことが可能である。

太政官の閣議においては、容易に意見がまとまらなかったり、一部の議政官がその地位や権勢を持んで強行採決に持ち込もうとすることも少なくなかったと思われる。しかし、皇族が知太政官事の立場で調整に乗り出せば、貴族としてはそうそう反対

できるものではない。だとすると、知太政官事は貴族と対立するようなポストではなく、議場が紛糾した際、その威厳によって閣議を公正・穏便に調整することが、その役割だったのではあるまいか。

## 2 皇族の威厳

吉田兼好の『徒然草』の一節に、

竹の園生の末葉まで、人間の種ならぬぞやんごとなき

とあることはよく知られている。この兼好法師の言葉にあらわれているように、天皇・皇族は血統に裏づけられた独特のオーラを放つ存在であり、この威厳が歴史の重要な局面において大きな役割を果たしてきたことは、周知のとおりである。

戦後の新憲法で天皇が日本国の象徴と規定され、それを承けて皇室に対する国民感情にも大きな変化があった。古代史の研究において、天皇や皇族を豪族や貴族との対比から理解しようとする傾向も、こうした心理と無関係ではないと思う。戦後の一時期、「天皇氏」という用語が流行したこと、雄略天皇朝を天皇と葛城氏による「両頭政権の時代」とみなすこと、各地に存在した地域政権を「丹後王国」「出雲王朝」などと称することは、そのあらわれである。

戦後は、考古学的研究が進み、ヤマト王権が、初期の段階では他の政治集団との聯合政権の性格を有していたことがあきらかになった。しかしながら、そのなかにあつて、ヤマト王権の最高首長は卓越した地位を占め、神聖にして冒すべからざる威厳を確立していたのである。戦後の古代史学界は、その威厳を高く評価することにはいささか消極的な面があつたと思うが、それでは王権の本質を見誤ることにもなりかねない。

記紀を繙けばわかることだが、国家の大事業や重要な局面ではしばしば皇族が起用されている。古くは崇神天皇の時代の四道将軍もそうだし<sup>(11)</sup>、推古天皇朝の新羅征討軍の将軍にも来目皇子・当麻皇子が任じられている。舎人親王にかかわる事業でいえば、前述の帝紀・上古の諸事の記定事業がそうだし、大宝律令編纂の首班も刑部親王であつたと考えられる<sup>(12)</sup>。また、やや時代は下るが、長い歳月をかけてようやく日の目をみた『新撰姓氏録』にしても、桓武天皇皇子の萬多親王が編輯総裁となり完成に漕ぎつけたのである<sup>(13)</sup>。

かかる難事業では、個人の政治的手腕や実務能力もさることながら、いざというときには、皇族の威厳がものを言ったことであろう。知太政官事も同じで、皇族の尊さを利用して太政官での紛糾を回避することが真の狙いであつたのではあるまいか。

すでに指摘されていることだが、知太政官事の任命は、それまで政界に睨みをきかせていた重要人物の逝去と連動している。最初の刑部親王の任命は、持統太上天皇崩御(大宝2年12月22日)の直後であり、舎人親王の任命は藤原不比等薨去(養老4年8月3日)の翌日である。さらに鈴鹿王の場合も、藤原房前ら有力議政官が相次いで天然痘に斃れるという(天平9年4月17日。以下、この年6月には多治比県守が、7月25日には藤原智智麻呂が、8月5日には藤原宇合が死んでいる)、まさに政界の混乱期であつた。こうした危機的状況下で、知太政官事は任命されているのである。長老格の皇族が太政官の事を知らしむ立場で参与するわけだから、その言動には万鈞の重みがあつたにちがいない<sup>(14)</sup>。

いささか話が飛躍するようだが、ここで頭に泛ぶのが、昭和20年(1945)8月の終戦直後に内閣総理大臣に就任した東久邇宮

稔彦王である。8月15日に終戦の詔勅は出たものの、軍部(とくに陸軍)には戦争継続を主張して止まない過激な勢力が存在したことは、よく知られている。しかし、当時は、実力行使も辞さない過激な軍人でも、天皇・皇族の命令に背いたり、彼らに手出しするのを憚るメンタリティーがあつた。これを最大限利用し、戦後の混乱を収束させようとしたのが、初の皇族総理。だつたように思う。東久邇宮首相が、朝香宮や竹田宮といった皇族を旧日本領や占領地に派遣し、武装解除の説得にあたつたことも、皇族の威厳を最大限に活用した方策であつた。これが功を奏して、終戦直後の混乱を乗り切ることができたのだから、まさに皇族の威厳のなせる業である<sup>(15)</sup>。

こうした近代史上の事例は、小論で取り上げている知太政官事とは時間的にも大きな隔たりがある。しかし、敗戦の際に絶大な効果を発揮した皇族の威厳も、元を辿れば古代ヤマト王権の成立にその淵源があるといえる。その意味では、上のような聯想も強ち的外れではあるまい。

ところで、知太政官事研究において皇室の威厳を重視するのであれば、それが鈴鹿王を最後に断絶した理由も、容易に説明できると思う。

卑見を端的に言えば、鈴鹿王以後知太政官事の任命がなかつたのは、適任者が得られなかったからではないだろうか。前述のように、知太政官事が天武天皇皇子または皇孫に限られていたことを思うと、以後もその血統の皇族がもっとも相応しいのだが、当時の皇族にはもはや該当する人物がいなかった。

鈴鹿王に至つて、知太政官事のポストは天武天皇皇孫の代に移つたわけが、王は草壁皇子・元明天皇の間に生まれた文武天皇と同世代の人物である。しかし、文武天皇には同母弟はなく、さらにその子聖武天皇にも同母弟はいなかった。假定の話になるが、もし文武・聖武天皇に同母弟が生まれていたら、彼らをして知太政官事に就かしめることができたであろう。しかし、そうした人物はついに得られなかったのである。

なお、当時は、舎人親王には大炊王・船王・池田王が、また、新田部親王にも道祖王・塩焼王といった男子がいた。しかし、いずれも官僚としてのキャリアもじゅうぶんではなかつたし、船王・道祖王・池田王に至つては史書にその不行迹が伝えられている。とても居並ぶ議政官を威厳で抑えられるような器ではなかつた。そう考えると、適任者の涸渇こそが、知太政官事の廃れる真の原因だつたと考えられるのである。

### おわりに

武烈天皇に皇嗣がなかつた際に、仲哀天皇五世孫の倭彦王や応神天皇五世孫の男大迹王が皇位継承の候補者となつたことはよく知られている。彼らは、それぞれが基盤とする地域で強大な勢力を保持していたから、弱体化していたヤマト王権としては彼らを取り込むことに大きな魅力を感じたのであろう<sup>(16)</sup>。しかし、たとえ実力者であっても、皇族でない人物を即位させるわけにはいかない。彼らが皇位継承の候補者とされたのも、歴代天皇の五世孫という皇族だつたからにはほかならない。日子坐王系譜(開化天皇記)などをみればわかるように、4世孫、5世孫までは王族の範疇と認識されていたようなので、遠縁<sup>(17)</sup>とはいえ、彼らは皇位継承者の基準をクリアしていたのである。

皇族の血統が臣下のものにとって冒しがたい威厳であり、それが畏敬の対象とされたことは、かなり早い段階から始まっていたと思われる。大和盆地東南部の築かれた巨大前方後円墳を

みても、王権の絶対的地位の確立が遅くとも4世紀代に遡ることは疑う餘地はない。したがって、天皇や皇族の威厳も、それとともに不動のものとなっていたことは想像にかたくない。よく言われることだが、天皇家に姓がないのも、姓によって他と政治集団と区別する必要などないほど突出した存在だったからにほかならない。

世襲による皇位の継承がいつまで遡れるか、また、天皇・皇族の威厳はどのような方法で維持されたのかという点については、なお研究の餘地がある。しかし、稲荷山古墳出土の辛亥銘鉄剣に刻まれた意富比埴の系譜にも世襲を示した「世々」という表現がみえるから、血統の尊重、それにもとづく世襲自体は、古くから存在した風習だといえよう。

古代史上、一時的に天皇を凌駕するほどの財力や武力を蓄えていた勢力が存在したことは事実である。しかし、そうした経済的・軍事的基盤をもってしてもいかんともしがたいものが、血統である。かりに力を持つて皇位を篡奪したところで、一朝一夕に天皇家を超える威厳を獲得することは容易ではないから、人心を掌握することはむづかしい。あえて皇位を覬覦するものがあらわれなかった理由も、やはりそのあたりにあるのではないだろうか。

小論では、皇族の威厳というものに光をあて、知太政官事について拙見を開陳した。いささか抽象的な観念を俎上にのせただけに、実証レベルでは課題も少なくないが、空論と蔑むことなくご批評をたまわることができれば幸いである。

## 註

- (1) ほかに第7皇子の新田部皇子もいたが、年齢・生母の出自などを考慮すると、やはり舍人親王がもっとも相応しいであろう。
- (2) 「皇族」については、「皇親」と記したほうが適切な場合もあるが、その用語もどこまで遡及できるかは定かでないので、あえて理解しやすい表現をあえて採用した。天皇・閣議なども同様である。ご諒解を乞う次第である。
- (3) 知太政官事に関する研究は、竹内理三「『知太政官事』考」(『竹内理三著作集』第4巻〈角川書店、2000年〉、初出1950年)をはじめとして多数あり、枚挙に遑がないが、先行研究については、比較的新しい春名宏昭「知太政官事一考」(『律令国家官制の研究』〈吉川弘文館、1997年〉)の註を参照されたい。
- (4) 山田英雄「知太政官事について」(山田英雄先生還暦記念会編『政治社会史論叢』〈近藤出版社、1986年〉)29頁。
- (5) 註(4)山田前掲書、8頁。
- (6) 虎尾達哉「知太政官事小考」(虎尾氏『日本古代の参議制』〈吉川弘文館、1998年〉、初出1991年)341頁。
- (7) この点については、春名氏「知太政官事一考」(前掲)103～109頁参照。
- (8) 篠川賢「『知太政官事』小論」(前掲)169～171頁。
- (9) 北山茂夫『日本古代政治史の研究』(岩波書店、1959年)264頁。
- (10) 野村忠夫『律令政治の諸相』(塙書房、1968年)105頁。
- (11) 『日本書紀』崇神天皇10年9月丙午朔甲午条には「大彦命を以て北陸に遣す。武渟川別をもて東海に派遣す。吉備津彦をもて西道に遣す。丹波道主命をもて丹波に遣す。因りて詔して曰はく『若し教を受けざる者有らば、乃ち兵を挙げて伐て』とのたまふ。既にして共に印綬を授ひて將軍となす」という記事があり、さらに崇神天皇紀10年10月条・翌11年4月壬子朔己卯条に四道將軍の出發と帰還が記されており、これに該当する記事は、『古事記』崇神天皇段にもみえている。ただし、記紀を比較してみると、両者のあいだで異同のあることが知られる。大彦命(大毘

古命)が北陸(高志道)に、武渟川別(建沼河別命)が東海(東方十二道)に派遣される話は、おおむね一致しているが、なかには大きく異なる点も存在している。たとえば、『日本書紀』では「四道將軍」が揃っているのに対し、『古事記』には、吉備への派遣は載せられていない。また、丹波に派遣された人物が、『日本書紀』では丹波道主命であるのに対し、『古事記』は日子坐王としている。こうした四道將軍派遣記事の史実性については、拙著『『日本書紀』に学ぶ』(燃焼社、2019年)附篇第1章「四道將軍傳承の虚と実」を参照されたい。

- (12) 『日本書紀』編纂の開始とみられる、天武天皇10年の帝紀・旧辭の記定事業では皇族が参加したが、以後の五国史ではそのようなことはなく、たとえば後統の『続日本紀』では臣下の菅野真道・藤原繼縄が編輯の指揮をとっている。これは、国史の継続的編纂体制の整備(たとえば、中務省や被管の図書寮の設置など)によって、国史編纂が軌道に乗ったからであろう。逆にいえば、帝紀・旧辭の討覈がいかに困難で、さまざまな意見をまとめたり、反論を抑えたりするには皇族の威厳が必要だったということにもなる。
- (13) 刑部親王が大寶律令編纂の最高責任者であったことは、『続日本紀』文武天皇4年(700)6月甲午条に「浄大參刑部親王・直広壹藤原朝臣不比等……山口伊美伎大麻呂・直広肆調伊美伎老人等に勅して律令を撰び定めしめたまふ。禄を賜ふこと各差有り」とあり、賜禄記事の筆頭に記されていることからうかがうことができる。
- (14) このように考えると、天平元年4月に出た「太政官処分すらく、『舍人親王朝庁に参り入る時の、諸司これが為に座を下ること莫れ』といふ」という太政官処分も、野村氏などが云われるように(『律令政治の諸相』〈前掲〉264頁)、舍人親王の地歩が大きく後退したことで、皇親勢力の後退と知太政官事の権能の形骸化を反映したものではないことがわかる。この記事は、虎尾氏「知太政官事小考」(前掲)が指摘するように、政務の中断を抑える措置と理解するのが妥当であろう。
- (15) 這般の経緯については、東久邇宮稔彦『一皇族の終戦日記』(日本週報社、1957年)、とくにその212～216頁に詳しく、ほかに東久邇宮氏「私の記録」(東方書房、1947年)95～157頁の記述も参考になる。
- (16) この点については、塚口義信「繼体天皇一謎につつまれた即位事情を探る」(『AERA MOOK28 古代史がわかる。』〈朝日新聞社、2002年〉)や拙稿「繼体天皇即位前紀にみえる倭彦王をめぐって」(拙著『記紀と古代史料の研究』〈国書刊行会、2008年〉、初出2005年)参照。
- (17) ただし、繼体天皇の場合、それだけでは天皇として認知されなかったものであり、『古事記』が「故、品太天皇の五世の孫袁本杵命を近淡海国より上り坐さしめて、手白髪命に合せて、天下を授け奉りき」と記すように、天皇として認知されたのは前王統の血を引く仁賢天皇皇女の手白香皇女との婚姻が成立したからであり、皇后に(正妃)に皇族の女性を迎えることも、天皇たることの大きな要件だったと考えられる。

## 附記

なお、知太政官事に関する最新の研究として、松尾光『飛鳥奈良時代の研究』(花鳥社、2021年)所収の力作があることを追記しておく。

# 奈良時代の東宮機構をめぐって

上 村 正 裕

はじめに

「国は君を以て主と為し、君は儲けを以て固めと為す」(『続日本紀』天平宝字元年(757)4月辛巳条)、「国の鎮とは皇太子を置き定めてし心も安くおだひに在りと、常人の念ひ云へる所に在り」(天平宝字8年(764)10月丁丑条)とあるように、日本古代の皇太子は国家にとって「固め」「鎮め」と認識される存在であった。<sup>(1)</sup>荒木敏夫氏は、この皇太子制により、王権の安定化が図られるという観念が存在していたとする。井上光貞氏などの成果を踏まえた荒木氏は、唐制との比較、皇子宫との関連を中心に東宮機構の基礎的な考察を行い、さらには政治史との関連で、皇太子の地位を強調している。

この荒木氏の一書が上梓されて以降、経済的基盤や春宮坊官人との関係を検討した坂上康俊氏が大きな成果を挙げており、保母崇氏が春宮坊被官官司や春宮坊官人任命の原理・特色を明らかにしている。<sup>(3)</sup>近年では、山下紘嗣氏が皇太子の帯剣や律令規定からの検討を行っているほか、関根淳氏が皇太子監国から光仁・桓武朝における皇太子制についてその史的意義を強調している。<sup>(4)</sup>

ただ、太上天皇や皇后・皇太后に比べて、その研究動向はやや低調の観があり、個別具体的な検討にとどまっている印象がある。平安時代においては、「藩邸の旧臣」体制という、即位した天皇が皇太子時代の側近を重用する現象が指摘されている<sup>(5)</sup>のに対し、奈良時代ではどうなっているのかについては、あまり目配りされていないように思われる。

そこで本稿では、奈良時代における東宮機構運営の実態はどうなっていたか、「藩邸の旧臣」体制成立はいつかといった二点の問題点を解明し、奈良時代における皇太子の地位について私見を示すこととしたい。なお、皇太子の家政機関を春宮坊と呼称するのが一般的であるが、本稿では東宮傳や東宮学士も検討の俎上に挙げるので、「東宮機構」の呼称を用いる。<sup>(6)</sup>

## 1 東宮機構の構成と昇進過程

東宮職員令1東宮傳条・2春宮坊条によれば、東宮機構は東宮(皇太子)傳・東宮学士、それに加えて皇太子の家政機関である春宮坊、三監(舍人監・主膳監・主藏監)、六署(主殿署・主書署・主漿署・主工署・主兵署・主馬署)といった所管官司を有していた。東宮傳条集解所引穴記によると東宮傳・東宮学士は春宮坊の属官ではなく、春宮坊の運営に東宮傳は関与しなかったことが同所引古記から知られる。

坂上氏は、<sup>(7)</sup>廢太子において東宮傳に責任を追及するようなことはないとするが、ここには東宮傳と春宮坊の関係性の希薄さが投影されているものと思われる。

石母田正氏は、<sup>(8)</sup>律令官司の構成原理として、宮内省や中務省などのように複雑な構成を持つ省と、単純な構成を持つ省があり、後者に式部省・民部省・刑部省を挙げる。石母田氏の区分は、律令制国家における古い構造と機能に対する新しい構造と機能をそれぞれ典型化したものと言えるが、荒木氏は、<sup>(9)</sup>春宮坊

の被官諸司の構成は、令制下の宮内省と中務省の諸司の機能をはたしうる構成となっており、その構成原理は令制前の大王の家産制組織に求められる一方で、かかる機能は自律的にはたしえない構造に置かれているとする。

そこで、奈良時代の春宮坊官人の昇進過程について検討しておきたい。事例が多いわけではないが、①石川年足、②石上家成、③河内三立麻呂のあり方は注目される。①石川年足は天平18年(746)9月己巳条で任・春宮員外亮(当時正五位上)、同年11月壬午条で任・兼左中弁、同19年(747)3月丙戌条で任・春宮大夫とあるように、員外官を経て、春宮大夫に昇っている。参考までに、光明子の皇后宮官人だった中臣熊凝五百嶋は、天平9年(737)12月壬戌条で任・皇后宮員外亮(当時外従五位下)、同10年8月乙亥条で任・皇后亮となっており、同様の昇進事例と言える。

員外官は、「事務稍繁ならば、即ち劇官を量りて、仍りて員外を置く」(『続日本紀』天応元年(781)6月戊子朔条)とあるように、字のごとく定員外の官で、職務上多忙な官に設置された。<sup>(10)</sup>年足の場合、正官の亮には正五位下背奈王福信が在任していたと思われる(天平15年(743)6月丁酉条で任命)、中臣熊凝五百嶋の時には、正官の皇后亮には外従五位下阿倍虫麻呂がいた。藤原四子死後、光明皇后の地位確保のため、皇后宮職の充実を目的として五百嶋を員外亮に任命したという見解も、<sup>(11)</sup>員外官の特質に着目したものと言えよう。

このような員外官設置の評価については、宝亀2年(771)正月辛巳条で任・春宮員外亮(当時従五位上)となった②石上家成、宝亀5年(774)9月辛酉条に春宮員外大進在任(当時外従五位下)が確認される③河内三立麻呂にも同様の位置づけが与えられる。阿倍虫麻呂は皇后宮亮(光明子)・中宮少進(藤原宮子)、阿倍広津麻呂は皇后宮大進(藤原乙牟漏)・春宮亮(安殿親王)を兼帯しており、員外官の活用および正官への昇進含めて、家政機関での実務通曉が求められた可能性を指摘しておきたい。

以上を要するに、春宮坊の家政機関としての構造は明白であり、その特質は春宮坊官人の任用面からも看取されると言えよう。ただし、東宮傳はそこから一線を引く存在であったのであり、東宮機構としての脆弱性をうかがうことができるのである。

## 2 奈良時代の皇太子とその周辺

平安時代には「藩邸の旧臣」体制が存在していたとされる。確かに、「侍人藏人諸近仕者等」(『続日本後紀』承和9年(842)7月戊午条)と承和の変関係記事にあるように、平安時代の東宮機構には東宮藏人のほかに、「侍人」といった私的な関係に基づいて近侍する官人が存在していたらしい。

奈良時代ではどうだったのかというのが本稿の問題関心であるが、まずは奈良時代の皇太子周辺の人材集積状況や基盤について、検討したい。

『続日本紀』養老5年(721)正月庚午条に、

從五位上佐為王、從五位下伊部王、正五位上紀朝臣男人・日下部宿祢老、從五位上山田史三方、從五位下山上臣憶良・朝来直賀須夜・紀朝臣清人、正六位上越智直広江・船連大魚・山口忌寸田主、正六位下泉浪河内、從六位下大宅朝臣兼麻呂、正七位上土師宿祢百村、從七位下塩屋連吉麻呂・刀利宣令等に詔して、退朝の後、東宮に侍らしむ。

とあるように、皇太子首皇子の教育のために、文芸学術に才能ある者に近侍を命じているが、そのほか、首皇子をめぐる動向

が『続日本紀』にいくつか記されている。

「皇太子始めて朝政を聴く」とある養老3年(719)6月丁卯条は首皇子が朝政に参画したことを示しており、同6年(722)正月壬戌条には、以下のように首皇子の動きを伝えている。

正四位上多治比真人三宅麻呂、謀反を誣告し、正五位上穂積朝臣老、乗輿を指斥するに坐して、並びに斬刑に処す。而るに皇太子の奏に依りて、死一等を降して、三宅麻呂を伊豆嶋、老を佐渡嶋に配流す。

ここでは、首皇子が多治比三宅麻呂らの斬刑を降すよう奏上している。この史料は、東宮職員令古記の解釈から、大宝令<sup>(12)</sup>段階の皇太子は天皇に直接奏上できる立場にあったとする林紀昭氏の説の実例として荒木氏が紹介しているが、当時の首皇子の政治的地位を示すとともに、養老年間における皇太子周辺の諸政策との関連で注目される。吉川真司氏は、養老3年の記事について、天皇聴政を代行させることによるデモンストレーションとするが、同6年の記事とあわせて、皇太子の政務輔佐を視角化した一連の動きとして理解できると思われる。

養老5年の記事に立ち戻ると、養老年間に東宮機構が整備され、近侍者の集積はその一環とする見解もあるが、東宮機構の基盤を築く上では東宮封の管理にも着目しておく必要がある。

『続日本紀』天平宝字4年(760)6月乙丑条、光明皇太后崩伝には、「天平元年、大夫人を尊びて皇后と為す。湯沐の外、更に別封一千戸、及び高野天皇東宮封一千戸を加う」とある。

この部分の読み方には議論があるが、光明子に「別封一千戸」と「高野天皇東宮封一千戸」が与えられたと解釈する、堀江潔氏の理解に従いたい。とすると、ここでは皇太子阿倍内親王のための「東宮封一千戸」が設定され、その管理は母・光明子が行うという過渡期的特徴を有していたことが判明する。

このような管理形態が変化するのは、山部親王の段階である。宝亀4年(773)8月24日太政官符案(『大日本古文書』巻21・277～278頁)を掲げる。

太政官符す民部省

封一千戸

右、右大臣の宣を被るに、勅を奉るに、件の封戸は宜しく皇太子に給うべし、てへり。省宜しく承知して、勅に准えて施行すべし。符到らば奉行せよ。

従五位下守左少弁小野朝臣石根 左大史正六位上会賀臣真綱

宝亀四年二月廿四日

山部親王が皇太子となり、宝亀4年の段階で春宮坊のもとで東宮封が管理されることとなった。延喜春宮坊式では「東宮湯沐二千戸」は春宮坊の管理下に置かれており、この式文は弘仁式<sup>(17)</sup>までさかのぼることが想定されている。その先蹤として、山部親王は評価できるのである。

奈良時代後半において、皇太子制はいくつかの画期を迎えている。まず、光仁朝の他戸親王立太子において皇太子傳・春宮大夫・春宮亮・員外亮のフルスペックの任命がなされ、以後常態化したということである。『続日本紀』宝亀2年(771)正月辛巳条に他戸親王の立太子および東宮機構の人事が記されており、東宮傳に大中臣清麻呂(正三位大納言)、春宮大夫に藤原藏下麻呂(従三位兵部卿)、春宮亮に大伴伯麻呂(従四位下右中弁)、春宮員外亮に石上家成(従五位上勅旨少輔)という陣容であった。そのほか、奈良時代後半では、皇太子の「法」による立太子がなされ、宣命宣読を中心とする立太子儀が形成された<sup>(19)</sup>という。東宮

機構の整備が進行している様子がうかがえよう。

以上のように、皇太子制整備の一環で東宮封は皇太子に賜与され、春宮坊による管理が始まったが、それに関連して、皇太子の地位や東宮機構の整備も相まって行われることとなる。平安時代になると、東宮機構の官人が皇太子と利害を共にするようになる<sup>(20)</sup>と坂上氏は述べるが、その前提が醸成されたと考えられるのである。

### 3 藤原種継暗殺事件への評価

『日本紀略』延暦4年(785)9月丙辰条は、藤原種継暗殺事件の様子を詳細に伝えている。「継人・高成等並びに欺じて云わく、故中納言大伴家持相謀りて曰わく、宜しく大伴佐伯両氏に唱えて、以て種継を除くべし。因りて皇太子に啓して、遂に其の事を行う」とあるように、中納言・春宮大夫だった大伴家持が生前同族の大伴継人と下僚である春宮大進の佐伯高成に対して、皇太子早良親王の下知のもと、大伴・佐伯氏を結集して、藤原種継を排除するよう指示したという。その事実関係の当否は措くとしても、桓武天皇には早良親王のもとに、春宮坊官人と大伴・佐伯氏が結集していたと映ったようであり、この頃には皇太子が政治勢力結集の基盤となっていた可能性が高い。その範囲は、以下の記述からかなり広範囲にわたっていた。

自余の党を窮問するに、皆承伏す。是において、首惡左少弁大伴継人、高成、真磨、竹良、湊磨、春宮主書首多治比浜人同じく誅斬す。及び種継を射るの者の桴磨・木積磨二人は山崎椅南河頭に斬す。又右兵衛督五百枝王、大蔵卿藤原雄依、同じくこの事に坐して、五百枝王は死を降して伊予国に流し、雄依及び春宮亮紀白磨、家持の息右京亮永主は隠岐に流し、東宮学士林忌寸稻磨は伊豆に流す。

『続日本紀』延暦4年9月丙辰条には「平城に行幸するに至りて、太子及び右大臣藤原朝臣是公・中納言種継等、並びに留守と為す」とあるが、関根氏はこれを早良親王の皇太子監国の記事とし、この時、早良親王の権力形成がなされ、皇位継承路線に起因する種継との対立により、事件が発生したとする。さらに、氏は白壁王の令旨も皇太子監国とみなし、王権継承としての皇太子監国を光仁・桓武朝における皇太子関連政策、中国の皇太子監国を念頭に位置づける。これは、本稿で重視する奈良時代後半の皇太子制画期の理解とも合致するところである<sup>(21)</sup>。

先述したように、他戸親王立太子段階でフルスペックの東宮機構人事が実施された。それは従三位クラスの大夫と四位五位の亮2名の任命といった形で強力な東宮機構形成を企図するもので、従来よりも身位が高い公卿クラスを大夫とし、亮も2人とする体制であった。これは当時の政策基調とも一致する。

以後参議クラスが春宮大夫を務めている上で、この例は先蹤として評価することが可能であるが、早良親王の春宮坊にて大伴家持を中心とした与党形成が図られたことは誤算だったと思われる。それが広範な官人にも拡大したということは、承和の変段階のような、皇太子早良親王との私的な人格の関係が当時の官人社会に影響を与えていたということになる。

以上から、奈良時代後半の東宮機構の整備は、皇太子との人格の関係形成にも影響を与えたと見ることができ、それが表面化したのが藤原種継暗殺事件であると言えよう。

おわりに

本稿では、奈良時代の東宮機構の整備状況を、皇太子の地位

や人的資源の集積を含めて検討し、首皇子の段階でも一定の整備状況が見いだされるものの、その完成は奈良時代後半であると結論づけた。それが表面化した政治事件こそが、藤原種継暗殺事件だったのである。

なお、すでに紙幅も尽きかけているが、「藩邸の旧臣」が奈良時代に存在していたかどうかの見通しを述べておきたい。「藩邸の旧臣」は学術用語であるが、実は『続日本後紀』や『日本三代実録』にも「藩邸」は散見し、皇族の居所の意味であった。ここでは、『日本三代実録』貞観12年(870)3月30日条、菅原峯嗣卒伝に見える、「淳和太上天皇竜潜の日、峯嗣をして春宮藩邸に侍らしむ」という記述のみを示しておこう。

奈良時代の皇太子と関係が深かった春宮坊官人と言えば、阿倍内親王(後の孝謙・称徳天皇)の春宮大夫兼東宮学士を務めた吉備真備が想起される。真備は藤原仲麻呂の警戒によって筑前守に左遷されるが、仲麻呂の乱平定のタイミングで復讐し、右大臣へ昇任するという希有な経歴を有する人物であり、ここには孝謙・称徳による強い要請があり、真備にとっての拠り所であったとされる。<sup>(22)</sup>

一方、阿倍内親王の春宮坊官人(春宮大夫・大進)である石川豊人は難波麻呂の子で、年足らの系統とは異なる人物であるが、孝謙朝では少納言・主税頭など、称徳朝では刑部少輔の経歴が知られるのみである。葬司は故人との人格的關係を有する人物が任命されることが多いが、称徳天皇の葬司に任命されている豊人は称徳天皇との人格的關係が強固とは考えがたい。<sup>(23)</sup>

よって、奈良時代において「藩邸の旧臣」は存在していなかったと思われる。もちろん、体系的な考察が必要ではあるが、保母氏は奈良・平安時代を同列に論じているところが問題であり、峻別して考えるべきであることを付言しておきたい。<sup>(24)</sup>

本稿では、奈良時代後半以降に皇太子制が整備され、政治勢力結集の基盤となっていたことを強調したが、そうした土壌が「藩邸の旧臣」成立の契機であったと考える次第である。近年天皇即位叙位の考察もあり、皇太子時代の人的資源に関わる目配りも重要であろう。<sup>(25)</sup>

また、光仁朝に皇后宮が内裏に吸収されたという橋本義則氏の見解についても再検討の必要性が提起されているが、奈良時代後半の皇后の変質という点は揺るがないと思われる。とすると、奈良時代後半に皇后制・皇太子制が変化していることが想定されるが、両者の関係性如何、あるいは皇太子制の日中比較<sup>(26)</sup>についても別の機会に改めて論じることにした。<sup>(27)</sup>

## 註

- (1) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、1985年)302頁。
- (2) 井上光貞「古代の皇太子」(『日本古代国家の研究』岩波書店、1985年、初出1965年)。
- (3) 坂上康俊「東宮機構と皇太子」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、1990年)、保母崇a「律令制下における春宮坊の構造とその特質について」(『待兼山論叢 史学篇』34号、2000年)、同b「奈良末期から平安初期の東宮官人と皇太子」(『日本歴史』825号、2000年)。
- (4) 山下紘嗣「日本古代の皇太子と帯剣」(『史学』78巻1・2号、2009年)、同「律令条文に規定される皇太子の権限とその実態」(三田古代史研究会編『法制と社会の古代史』慶應義塾大学出版会、2015年)、関根淳「皇太子監国と藤原種継暗殺事件」(『ヒストリア』240号、2013年)。
- (5) 福井俊彦氏の一連の論考にもとづく提唱によるものであり、こ

こでは同「承和の変についての一考察」(『日本歴史』260号、1970年)を挙げるにとどめる。この概念については、佐藤長門「承和の変前夜の春宮坊」(鈴木靖民編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館、2012年)の批判がある。

- (6) 東宮傳・東宮学士については、笠井剛「東宮傳・東宮学士の研究」(『皇學館論叢』31巻4号、1998年)参照。
- (7) 註(3)坂上前掲論文。以下、坂上氏の論はこの論文による。
- (8) 石母田正『日本の古代国家』(岩波文庫、2017年、初出1971年)第3章第4節。
- (9) 註(1)荒木前掲書、244頁。
- (10) 土田直鎮「奈良時代に於ける律令官制の衰廃に関する一研究」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、1992年、初出1948年)、亀田隆之「員外国司」(『奈良時代の政治と制度』吉川弘文館、2001年、初出1954年)は、員外官を律令制崩壊の論拠とするが、本稿では京官の員外官の運用面を強調する。
- (11) 新日本古典文学大系『続日本紀』2(岩波書店、1990年)333頁註17。
- (12) 林紀昭「律令皇太子制の一考察」(大阪市文化財協会編『難波宮址の研究』7号、1981年)。
- (13) 註(1)荒木前掲書、232頁。
- (14) 吉川真司『天皇の歴史2 聖武天皇と仏都平城京』(講談社学術文庫、2018年)106頁。養老3年条については、押部佳周「皇太子始聴朝政焉」の意義(『続日本紀研究』200号、1978年)も参照。
- (15) 本間満「『懷風藻』にみえる皇太子学士について」(『日本古代皇太子制度の研究』雄山閣、2014年、初出2002年)。
- (16) 堀江潔「東宮封の成立」(『続日本紀研究』318号、1999年)。
- (17) 飯田瑞穂「新抄格勅符抄」に関する考察(同著作集3『古代史籍の研究 中』吉川弘文館、2000年、初出1959年)、相曾貴志「延喜式にみえる食封規定」(『延喜式研究』3号、1989年)。
- (18) 山部親王の段階では「封一千戸」であるが、延喜春宮坊式では「二千戸」である。堀江潔「平安初期における東宮封の倍増とその契機」(『九州史学』126号、2000年)は、この増封は神野親王段階でなされたとする。
- (19) 柴田博子「立太子宣命にみえる「食国法」」(門脇禎二編『日本古代国家の展開 上』思文閣出版、1995年)。
- (20) 齋藤融「立太子儀の成立」(『神田外語大学日本研究所紀要』2号、1995年)。
- (21) 註(4)関根前掲論文。大平聡「天平期の国家と王権」(『日本古代の王権と国家』青史出版、2020年、初出1989年)は、皇太子制の確立を天平期とするが、再考の余地があろう。
- (22) 森公章「藤原広嗣の乱と遣唐留学者の行方」(古瀬奈津子編『古代日本の政治と制度』同成社、2021年)。
- (23) 拙稿「葬司の基礎的考察」(『白山史学』56号、2020年)。
- (24) 註(3)保母b前掲論文。
- (25) 畑中彩子「平安時代における即位叙位の特質」(『学習院史学』41号、2003年)、虎尾達哉「律令制下天皇即位時の特別昇叙について」(『律令政治と官人社会』塙書房、2021年)。
- (26) 橋本義則「「後宮」の成立」(『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館、2011年、初出1995年)。
- (27) 遠藤みどり「日本古代後宮制度の再編過程」(『日本史研究』687号、2019年)。
- (28) この点についての視角は、拙稿「書評 千田豊著『唐代の皇太子制度』」(『唐代史研究』25号、2022年)参照。

## 道祖王立太子についての一試論

### —聖武太上天皇遺詔の意図と背景—

木 本 好 信

#### はじめに

天平勝宝8歳(756)5月乙卯(2日)条には、

是の日、太上天皇、寢殿に崩りましぬ。遺詔して、中務卿  
従四位上道祖王を皇太子としたまふ。

とみえていて、聖武太上天皇が死の直前に娘孝謙女帝の後継として新田部親王々子の道祖王を皇太子に指名したことがしられる。

この聖武の道祖王立太子指名については、なぜ道祖王であったのか、その指名の政治的背景などの詳細はまだ明らかになっていない。本小論では、従来からの研究成果を参考に、「このようなことであったのかもしれない」との試論を略述する。先学諸賢のご批正を乞う次第である。

#### 1

まず疑問に思うひとつは、なぜ聖武は孝謙即位後に速やかに皇太子を立てずに7年間も放置していたのかということである。

これには天武・持統両天皇の象徴である草壁皇統という直系皇統が断絶して新皇統を立てざるをえなくなったことから「不改常典」に代わる皇位継承の正当性を保障する方法として「遺詔」を案出したためだと齋藤融氏の主張がある<sup>(1)</sup>。そして瀧浪貞子氏も遺詔という形で最大限の効果を発揮させたとする<sup>(2)</sup>。けれども、齋藤氏自身も聖武の死によって激化する皇太子擁立をめぐる貴族層の分裂を未然に回避するための指名だともいうように、皇嗣をめぐる王臣のあいだで独自に擁立をめざす不穏な動きがあって、聖武はこれを抑制調整できずに一日延ばしに引き延ばしてきたのではないかと思う<sup>(3)</sup>。その点で柴原永遠男氏が「聖武は、ついに遺言の形でしか、自分の意志を示せなかった」とするのが真相であろう<sup>(4)</sup>。

もうひとつの疑問は、なぜ道祖王であったのかということである。それについては、聖武自身が藤原氏に支えられてきて藤原宮子を母とする藤原氏の血統を大切に思っていたことから、同じように母を藤原五百重娘とする新田部親王の系統を親しく感じていたということがある<sup>(5)</sup>。

しかし、それだけではない。当時であって天武皇子では舍人・新田部両親王系が皇親中でもっとも優位であって、道祖王が支配階級の合意をえられやすいという判断があった<sup>(6)</sup>。また藤原仲麻呂と密接な舍人王子達を避けて、新田部の長子で娘婿でもあった塩焼王が適当だったが、天平14年のことで不興をかっていたので、次子の道祖王以外の選択肢はなかったという見解もある<sup>(7)</sup>。

たしかに塩焼王は天平14年(742)10月に伊豆国に遠流になっている。この理由についてははっきりしないが、阿倍皇太子の地位が不安定で、安積親王も15歳と年少であったことから、塩焼王は娘婿で30歳、中務卿として聖武から信頼されていたということがあって皇嗣に意欲を示し、聖武から譴責されて遠流に

なったと思われる<sup>(8)</sup>。消去法で道祖王になったというのも納得できる。

ただ、光明皇太后や孝謙と相談したわけではなく聖武の一存であったから<sup>(9)</sup>、かならずしも周囲に歓迎されていなかったし、王権内部で意志統一されていなかったとの意見もあるから、このことが廃太子につながったとも思われる<sup>(10)</sup>。

#### 2

たしかに道祖王を皇太子とする聖武の遺詔は一存であったかもしれないが、ただ前述したように藤原氏の血統につながり、また新田部王子中より消去法で選んだだけなのだろうか。道祖王廃太子後に、仲麻呂が大炊王を、藤原豊成・永手らが塩焼王を、文室玳瑁・大伴古麻呂らが池田王を、橘奈良麻呂らが黄文王を、それ以外にも船王をも推す勢力もあったから、道祖王を擁する王臣もいたのではないだろうか。

うがった見方かもしれないが、聖武はそのような政情をも考えあわせたうえで道祖王を遺言で指名したのではないだろうか。それでは、具体的に道祖王を擁した王臣とは誰なのかということになるが、そこでひとつの試論を以下に示してみよう。

そのヒントとなるのが道祖王と石上宅嗣の関係ではないかと思う。『萬葉集』巻19には4282~4284番歌として、

(天平勝宝)五年正月四日に治部少輔石上朝臣宅嗣の家にし  
て宴する歌三首

4282・言繁み 相問はなくに 梅の花 雪にしをれて うつろ  
はむかも

右の一首、主人石上朝臣宅嗣

4283・梅の花 咲けるが中に 恋ひや隠れる 雪を待つとか  
右の一首、中務大輔茨田王

4284・新しき 年の初めに 思ふどち い群れて居れば 嬉し  
くもあるか

右の一首、大膳大夫道祖王

との3首の歌がみえる。『萬葉集釋注』は、なんの論証もなしに家持はこの宴に参加せず後に宅嗣から聴取したとする<sup>(11)</sup>が、歌がないからといって参加していなかったと決めつけることもないし、もし参加していなかったとしても後に聴取するような懇意な間柄であったことには違いない。『萬葉集全歌講義』は、これらの歌は気持ちが通じ合う者同士が集まって喜びあう思いを詠んだ歌で、この3人はどちらかといえば、「橘諸兄に親しかった」としている<sup>(12)</sup>。

皇位継承をめぐる微妙な政治状況下での宴飲の集まりを単なる親交の場と考えてはならない。「奈良麻呂の変」への過程を検証すれば、集宴は政治的な意味をもつものでもあったことは明らかである。ことに新年正月4日の早々に宅嗣が宴を催して招待し、それに応えて参加していることからして、宅嗣と道祖王、茨田王とはよく懇意な関係にあったし、家持もこのなかにあったとみてよい。このうち、茨田王は天平12年(740)11月に従五位上に叙せられて以降、19年間以上も昇叙がない。家持も天平勝宝4年(752)4月に従五位上に昇って以降、13年以上も仲麻呂政権下では昇叙がない。2人の政治的な立場が仲麻呂と乖離していたことがはっきりする。

この宅嗣・家持2人の反仲麻呂派ということの結びつきを言えば、そこには藤原良継の存在を忘れてはならない。『続日本紀』宝龜8年(777)9月(18日)条の良継薨伝には、良継は天平宝字7年(763)4月頃に<sup>(14)</sup>、宅嗣と家持、そして佐伯今毛人の4人

で仲麻呂の殺害を謀ったものの密告によって露顕したとみえている。良継は重大不敬として科罪されたが、あとの3人は良継が自分一人に責任がある、他の者はしらないことだと自白したことから家持らは解任されたものの9か月の謹慎措置で済んでいる。良継は相模守時代の天平勝宝7歳2月に防人部領使として上京した時に蒐集した防人歌8首を家持に提供しているし、一方で家持は良継が妻である石川女郎を離別した際の事情をなぜか詳しく知っているなど親しい交友関係にあった。さきの集宴に良継が参加していないのは任国相模国にいたからであろう。

また良継の母は、『尊卑分脈』広継や『公卿補任』天平神護2年(766)良継項をみれば「左大臣石川麻呂の女、国盛」とみえているが、広嗣・良継兄弟の祖父時代には「左大臣石川麻呂」なる人物は存在しない。「石川」は「石上」の誤謬だとすれば、右大臣藤原不比等とともに和銅・霊龜年間に左大臣として政界を主導した石上麻呂がいる。国盛は光明皇后付きの女官である石上国守と同一人である可能性が高く、よって良継と宅嗣は従兄弟で姻族となる。今毛人も家持とともに石川年足の弔使を務めるなどの親交がしられるから、すでにこのなかにあった。

### 3

皇位継承について家持は、はじめは尊信していた諸兄などとともに安積親王の擁立に熱心であったが、天平16年閏正月に安積が脚病で亡くなると、その後は天平勝宝8歳6月に一族の大伴古慈斐の事件に際して「族を諭す歌」を詠んで、一族の輕挙妄動を戒める一方で、<sup>(17)</sup>自身が皇位継承に関わらないことを公言して保身をはかっている。

しかし、家持は前述のような宅嗣や茨田王らとの人間関係から宅嗣や良継・今毛人ら道祖王を擁する反仲麻呂グループに加わっていた蓋然性が高い。家持が尊信していて、聖武から在位中だけでも12年間も執政を委ねられて信頼のあつかった諸兄も聖武の意図をうけて道祖王の擁立に積極的であったかもしれない。この6人は、宅嗣を除いて養老元年(717)～3年生まれの血氣盛んな30歳代半ば過ぎで氣もあったのであろう。

聖武は道祖王の立太子をいつ頃から考えていたのだろうか。蔭階の従四位下でいながら正五位上相当職の大膳大夫だったからとくに注目される存在ではなかったのに、同8歳5月の立太子時には正四位上相当の中務卿に在任している。いつ中務卿に補任されたのか、前任者でありまた後任者でもある藤原真楯との兼ね合いがあつてむずかしい。詔勅文案の審署や上表の受納を職掌として天皇に密着する中務卿を命じられた同5年正月から同8歳5月までのあいだとするのが無難である。

### おわりに

想像がすぎたかもしれない。しかし、聖武は宅嗣・茨田王、家持や良継・今毛人らの一部官人に道祖王擁立の動きのあること、それに諸兄も関心をもっていることをしていたことから道祖王を皇嗣にと内心密かに決めていたのではない。

後日、良継の仲麻呂殺害未遂事件が起こるが、これは仲麻呂が権勢にまかせて息子真先・久須麻呂・朝狩らを参議に登用したことに憤慨したからだと良継薨伝は伝えるが、良継の個人的な私怨にふだんから親交があるとはいえ家持や宅嗣、今毛人までもが命を賭けての権力者仲麻呂の殺害計画に加わるだろうか。もしかしたら、かつて懇意にしていた皇太子となって期待していた道祖王を死に追いやった仲麻呂への宿怨のようなこと

も権力をふるう仲麻呂の専権政権下での不遇さと相まって暗殺行動に走らせた理由なのかも想像するのである。

### 註

- (1) 斎藤融「道祖王立太子についての一考察」(虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀式』吉川弘文館、1995年)。
- (2) 瀧浪貞子「孝謙女帝の皇統意識」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、1991年)。
- (3) 拙著『藤原仲麻呂』(ミネルヴァ書房、2011年) 81頁。
- (4) 栄原永遠男「藤原豊成－軍事と仏教－」(『平城京の落日』清文堂出版、2005年)。
- (5) 遠山美都男「天平の三姉妹－聖武皇女の矜持と悲劇－」(中公新書、2010年) 72～73頁。勝浦令子「孝謙・称徳天皇」(ミネルヴァ書房、2014年) 82頁。
- (6) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、1985年) 258頁。
- (7) 瀧浪貞子「帝王聖武」(講談社、2000年) 266～267頁。
- (8) 拙稿「塩焼王についての考察」(『皇學館論叢』55巻1号、2022年)。
- (9) 中川収『奈良朝政争史』(教育社、1973年) 141頁。
- (10) 註(1) 斎藤前掲論文。
- (11) 伊藤博『萬葉集釋注』10(集英社、1998年) 330頁。
- (12) 阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義』10(笠間書院、2015年) 275頁。
- (13) 拙著『奈良時代の人びとと政争』(おうふう、2003年) 145～146頁。
- (14) 中川収「藤原良継の変」(『続日本紀研究』7巻2・3号、1960年)。
- (15) 『萬葉集』巻20・4328～4330番歌。
- (16) 拙稿「藤原宿奈麻呂(良継)と石川女郎の離別」(『政治経済史学』476号、2006年)。
- (17) 拙稿「石上国盛と石上国守」(『続日本紀研究』320号、1999年)。
- (18) 『続日本紀』天平宝字6年9月乙巳条。角田文衛『佐伯今毛人』(吉川弘文館、1963年) 158頁、北村優季「佐伯今毛人－東大寺造営を支えた古代氏族－」(『平城京の落日』清文堂出版、2005年)。
- (19) 拙著『大伴旅人・家持とその時代－大伴氏凋落の政治史的考察－』(桜楓社、1993年) 221頁。

### 追記

道祖王立太子の天平勝宝8歳5月2日の8日後の5月10日、大伴古慈斐と淡海三船が朝廷を誹謗し、人臣の礼を欠いたという罪で左右衛士府に禁着されている。13日には放免されているが、この事件は時期的なことからいっても道祖王立太子に係わる政治的行動であったと思われる。2人の言動が道祖王立太子について具体的にどのようなことであったのか、また宅嗣らの行動とどのように関わるのか興味あるが、いまは論及せずに後刻に譲ることにしたい。

## 『続日本紀』「藤原良継薨伝」の再検討

中 村 光 一

はじめに

宝亀8年(777)9月丙寅(18日)、内大臣藤原良継が62歳で薨じた。<sup>(1)</sup>良継は左右大臣にまで昇ることはなかったが、娘の乙牟漏は次代の桓武天皇の皇后となり、その所生で外孫の安殿、神野親王は平城、嵯峨天皇として即位するなど、「功成り名遂げ」た生涯であったといえよう。しかし、主に『続日本紀』の記述から追うことができる良継の官人としての歩みは決して平坦ではなく、浮き沈みの激しいものでもあった。

一方、興味深いことは、良継の官人としての転機となった挿話の多くが、同日の薨伝部分に記されていることである。『続日本紀』の後半部分からみられるようになる薨卒伝は、『日本文徳天皇実録』にいたって五位以上の薨卒官人に伝を記すという体裁をとるようになり、『日本三代実録』まで継承するとされる<sup>(2)</sup>が、良継の薨伝(以下、「薨伝」と略記する。)はまとまった分量を有する比較的早い事例として挙げることができよう。

もし『続日本紀』に「薨伝」が載せられていなかったなら、後代の研究者は良継の人物像、ひいては奈良時代末の政治状況を描き出すことに困難を感じるようになったのではなかろうか。

しかし、一方で薨卒伝は当該人物の功績を後世に伝えるという目的のもとにまとめられたものであることから、その内容を慎重に検討する必要があることもまた事実である。「薨伝」については、すでに先人によって詳細に検討が加えられてきたが、本稿では改めてその記述内容について取り上げてみたいと思う。

### 1 良継薨伝の記述内容

少々長いが、以下「薨伝」の全文を訓読文で挙げてみたい。

内大臣従二位勳四等藤原朝臣良継薨しぬ。平城朝の参議正三位式部卿大宰帥馬養の第二の子なり。天平十二年、兄広嗣が謀反に坐せられて伊豆に流されき。十四年、罪を免されて少判事に補せられき。十八年、従五位を授けらる。職を内外に歴れども、所在に績無し。太師押勝、宅を楊梅宮の南に起て、東西に楼を構へて、高く内裏に臨み、南面の門を便ち櫓とせり。人士、目を側めて、稍く不臣の議有り。時に、押勝が男三人、並に参議に任せらる。良継、位、子姪の下に在りて、益忿怨を懷けり。乃ち、従四位下佐伯宿禰今毛人、従五位上石上朝臣宅嗣・大伴宿禰家持らと、同じく謀りて太師を害さむとす。是に、右大舍人弓削宿禰男広、計を知りて太師に告げき。即ち皆その身を捕へ、吏に下して驗ぶるに、良継対へて曰はく、「良継独り謀首と為り。他人は曾て預り知らず」といへり。是に、強ひて大不敬なりと効めて、姓を除き位を奪ひき。居ること二歳にして、仲満謀反して近江に走れり。即日詔を奉けたまはりて、兵数百を将て、追ひてこれを討ちき。従四位下勳四等を授けられ、尋ぎて参議に補せられ、従三位を授けられき。宝亀二年、中納言より内臣を拜し、職封一千戸を賜はりき。政を専とし、志を得て、升降自由なり。八年、内大臣に任せらる。薨しぬる時、年六十二。従一位を贈り、中納言従

三位物部朝臣宅嗣・従四位下老師濃王を遣して吊はしむ。

以上の記事を区分すると、(1)出身と兄広嗣の乱に連座しての配流、(2)赦免後の官途と藤原仲麻呂を除く陰謀「藤原良継の変」の発覚と処分、(3)藤原仲麻呂の乱における活躍、(4)官人としての栄達の4期に分けることができよう。このうち(1)については関連する史料が乏しいこともあって先賢の論及も少なく、また特に増補すべき点もないことから本稿では割愛する。

### 2 「薨伝」について(1) —藤原良継の変—

兄広嗣の謀反に連座して伊豆に流された良継は、2年後に許されて少判事として出仕することになるが、昇進は停滞し、次第に太師として廟堂を主導する従兄弟の藤原仲麻呂への不満を募らせることになる。この不満から計画したとされるのが「藤原良継の変」と称される陰謀事件である。このことが発覚したのは天平宝字7年(763)4月頃と推測されるが、「薨伝」では、それに大伴家持、佐伯今毛人、石上宅嗣の3名が加わっていたとしており、発覚して取り調べが行われた際に、良継が自分一人の企てであると「男氣」のある主張をしたことにより、彼のみが処罰(姓位剥奪)されたことが記されている。

一方、家持、今毛人、宅嗣についてもそれぞれ『続日本紀』に薨伝が載せられているが、いずれもこの「陰謀」に関する記述はみられない。しかし、3名が天平宝字7年4月丁亥(14日)の人事で官職を解かれ、さらに翌年正月己未(21日)の補任で揃って九州に異動させられていることから、この一連の動きは「陰謀」に対する仲麻呂の報復人事であったと考えられている。

この事件について、中川氏は4名には一族・一家の嫡流でありながら冷遇されているという共通点があったとされ、また鐘ヶ江宏之氏は、良継に与した3名がいずれも古くから軍事に関わる名族の中心人物であったことは「橘奈良麻呂の変」と共通し、また、すでに天平勝宝年間(749~757)から家持と宅嗣は交流があったことから、計画は極秘裏に進められていたとして陰謀がそれなりの段階に達していたことを示唆されている。<sup>(4)</sup>

これに対し北山茂夫氏は、良継が宴遊に事寄せて旧名族出身の有力者を招いて陰謀を計画したものの、家持については因幡守から信部大輔として都に戻ることができた時期でもあり、橘奈良麻呂の変の際の対応とも相俟ってこの計画に加担する気持ちはなかったと、家持は計画に巻き込まれたと捉えられており、藤井一二氏もほぼこれと同様の立場に立っておられる。<sup>(6)</sup>

一方、宅嗣について角田文衛氏は仲麻呂の専横に対して「彼のような温厚な知識人が激怒した」とされ、陰謀への積極的な関与を想定されているようである。なお、宅嗣はこの事件の発覚に先だって遣唐副使を罷免されているが、その理由について木本好信氏は、宅嗣が「親仲麻呂派の大使仲石伴・判宮中臣鷹主らと政治的に乖離」の状況にあったことを指摘されている。<sup>(7)</sup>

今毛人の同時期の動きについて触れた論考は多くはないが、角田氏は楊桃宮に隣接して高樓を備えた邸宅を構えた仲麻呂に対して、憤慨した官人の一人として彼の名を挙げているので、宅嗣同様の立ち位置で捉えられているようである。

以上のように、この「陰謀」についての4名の官人の関わり方、計画の進捗状況についての捉え方は研究者間での差異が大きいが、それは関連する史料がほぼ補任記事に限られ、経緯について推測に頼らざるを得ない点が少ないことによるよう。

この事件処理について注目すべきは、「薨伝」が良継の処分について、「強ひて大不敬…」と記していることである。良継の

「姓位剥奪」の処分は同罪の「政事の乖失を言議して乗輿に渉る」か「詔使に対捍して人臣の礼無し」に該当するとされたためであろう。<sup>(9)</sup> 八虐の一つである大不敬は減刑の適用がない重い罪ではあるが、それが謀反や謀叛ではなかったこと、また無理にこの罪を適用したということは、この「陰謀」の内容がそもそも具体性を伴うものではなかったからではなかろうか。

中川氏は「藤原良継の変」の関係者4名が接触できるようになったのは天平宝字7年正月以降で、発覚まで3か月に過ぎず、その企てはきわめて初期的なものであったとされるが、以上の様子からは、その実態は実は酒席での政権批判程度にとどまるものであった可能性も考えられるのではなかろうか。それゆえ、「男気」のある挿話として「薨伝」には取り上げられる一方、当該期の『続日本紀』の記事や他の3名の薨伝には、あえて記されることがなかったようにも思われるのである。

この「陰謀」の規模を考える際に参考となるのが周囲への影響であるが、良継には3名の弟(田麻呂、雄田麻呂(後、改名して百川)、蔵下麻呂)がいるが、彼らについてはこの事件に連座しての解職は確認できず、かえって雄田麻呂は4月丁亥(14日)の人事で智部(宮内)少輔に任ぜられ、田麻呂は翌年正月乙巳(7日)に正五位下に昇叙しているのである。

### 3 「薨伝」について(2) 一藤原仲麻呂の乱一

「陰謀」を理由に「姓位剥奪」され、逼塞を余儀なくされた良継であったが、天平宝字8年(764)9月乙巳(11日)に起こった藤原仲麻呂の乱によって、その境遇は一変することになる。「薨伝」には、乱勃発の日に仲麻呂が近江に逃亡するや、同日のうちに詔によって良継が兵数百を率いてこれを追討したとあり、続けて従四位下勲四等を授けられたことを記している。このように、叙位叙勲が仲麻呂追討での軍功によるものと仄めかされる一方、この兵乱については『続日本紀』にかなり詳細に経過が述べられているものの、兵を率いた良継の具体的な動きについては必ずしも明らかではない。

中宮院の鈴印の争奪に始まったこの内乱では、笹山晴生氏が「中衛府および五衛府の首脳がほとんどそこに現われず、むしろ仲麻呂につく傾向さえ現われているところからみると、授刀衛だけが上皇と密着して行動している」と指摘されているように、当初孝謙太上天皇側が絶対的優位を占めていたわけではなかった。しかし、平城京脱出後近江に向かった仲麻呂側の動きはことごとく裏目に出、結局1週間後には仲麻呂自身が斬られることで決着がつくのである。

この乱で最も激しい戦いが繰り広げられたのが高島郡三尾崎(現在の高島市)付近で、仲麻呂配下の軍と佐伯三野・大野真本らが率いる軍が数時間にわたって干戈を交え、官軍側に疲れが見え始めたところに、折よく蔵下麻呂の率いる援軍が現れて仲麻呂の軍を敗走させたことが、同月壬子(18日)条の藤原仲麻呂の薨伝に見えている。なお、この翌々日の記事には蔵下麻呂を討賊將軍と称し、その都への凱旋が記されている。このような功績もあって、蔵下麻呂には同月乙卯(21日)に従五位下から一挙に8等級昇叙して従三位が、さらに翌年正月己亥(7日)には勲二等が授けられる。このことは、宝龜6年(775)7月壬辰(1日)の彼の薨伝の記述とも合致している。

この討賊將軍の語について、木本氏は「隼人や蝦夷征伐の時のような將軍ではなく、臨時に数百人から数千人の兵を率いて戦闘に加わることを命じられた幾人かの官人が、この時に將軍

とよばれたものとも考えられる。」とされている。<sup>(12)</sup>

この蔵下麻呂が指揮した軍がどれくらいの規模のものであったかは史料上記されておらず、それを「薨伝」の「兵数百」と比べることは難しい。しかし、数百名という人数は当時の授刀衛の舎人数400名に匹敵しており、兵力としては遜色のない数であることから、もしそれなりの戦果を挙げたのであればそれが『続日本紀』に記されてもよさそうに思われるが、具体的な動向は見え、また、良継が授けられた勲位も弟蔵下麻呂のそれには届かず勲四等にとどまっているのである。

ところで、仲麻呂の乱が起きた9月乙巳には早くも13名の官人に対する叙位が行われているが、彼らは叙位の理由によって2グループに分けることができそうである。一方は仲麻呂の動きを孝謙太上天皇側に密告した官人と、鈴印の争奪戦の際に力戦したか、あるいはそれが推測できる官人であり、もう一方は称徳朝の初期から議政官として重く用いられることになる官人達で、おそらく仲麻呂が具体的な反乱の動きを起こす前から、太上天皇と気脈を通じていたと想定できる。しかし、いずれの中にも良継は入っていなかった。良継が叙位されたのはその翌日であり、そこに1日の時差があり、「薨伝」の「即日」に詔を奉けたまはりて…という文言とは相違があるといえよう。

一方、勲位について、渡辺直彦氏は仲麻呂の乱における叙勲は前後に類をみない規模となっており、授勲の対象が行軍の戦士のみならず中臣清麻呂のように「恪勤」を理由として挙げられている場合があることを指摘され、さらに白壁王など授勲理由の未詳者の中にもこれに該当する者がいたのではないかとされている。実は、天平神護元年(765)正月己亥条にはこの日勲位を授けられた28名の官人の名が挙げられているが、良継の名はそこには記されていない。もっとも、田麻呂や百川についてはその薨伝による限り勲位は授けられていないので、良継に仲麻呂の乱平定時に何らかの軍事的貢献があった可能性は否定できない。しかし、「薨伝」のこの部分の記載は、ことさら良継の軍功を強調するために潤色を加えられたとも考えられるのである。

### 4 「薨伝」について(3) 一内臣から内大臣へ一

仲麻呂の乱勃発の翌日に従四位下に叙された良継は、乱平定後の10月丙寅(3日)に正四位上に昇叙し、さらに翌年11月丁巳(5日)には従三位を授けられている。このように位階は急速に上がっていったが、参議に任ぜられたのは「薨伝」の記載順とは異なる宝龜元年(770)7月庚辰(20日)のことで、従三位の叙位から約3年半の月日がたっていた。そして、仲麻呂の乱からそれまでの間、11名の官人達が彼に先んじて参議に任ぜられている。乱における功臣や道鏡の親族、皇族に先行されるのはやむを得ないとしても、位階では下位の宅嗣、田麻呂、さらに藤原継縄・魚名にも先を越されたことは、良継が当時の政権から必ずしも高評価を得られていなかったことが窺えよう。

その彼が中納言、内臣、内大臣と急速な昇進を始めるのは光仁朝に入ってからのものである。その理由としては、良継が称徳天皇の崩御後の後継者問題で光仁擁立に功があったことが考えられる。宝龜元年8月癸巳(4日)条には、6名の官人(左大臣藤原永手、右大臣吉備真備、参議藤原良継・藤原縄麻呂・石上宅嗣、近衛大将藤原蔵下麻呂)が協議して光仁擁立を決めたことが記されている。この協議に6名以外の公卿(大納言弓削浄人・大中臣清麻呂、参議石川豊成・藤原魚名・文室大市・多治比土作・藤原田麻呂・藤原継縄)も加わっていたのか否かは定かではないが、記事に議政

官ではない蔵下麻呂の名がある一方、他の公卿の名がないことからすると、その理由は明らかではないものの、6名だけと考えたほうがよさそうである。

しかし、後継者の決定は必ずしも順調に進んだわけではなかったようで、『日本紀略』同日条所引の「百川伝」には、皇族出身の文室浄三・大市兄弟を推す真備に対して「百川、永手・良継とともに策を定めて偽りて宣命語を作りて、宣命使をして庭に立て宣制せしむ。」と、百川を中心に藤原氏の3名が真備を「出し抜く」形で光仁後継を決したことが記されている。

『続日本紀』の記事では左右大臣に次いで参議の筆頭に良継が挙げられており、また、同月乙未(6日)条には近江国から200騎の兵を動員して朝廷を守らせることが定められたとあるが、その騎兵司の長官として指揮を執ったのも良継であった。そもそも良継自身が参議に就任したのは8月癸巳の協議に先立つわずか2週間ほど前のことで、宝亀元年2月丙辰(23日)条や同年6月辛丑(10日)条にみえるように称徳天皇の不予が伝えられる中で、急速にその存在感を示し始めていたといえよう。

そして宝亀2年(771)2月己酉(22日)に左大臣の永手が薨去すると、同年3月庚午(13日)に内臣に任ぜられ、右大臣に進んだ清麻呂に次ぐ廟堂第2位の地位を得ることとなる。

この内臣について、山本信吉氏は、「良継は太政官官人として大納言の職権を有しつつ、内臣が天皇の補佐の臣であるという先例を踏襲したようである。後、魚名が内臣に任じられた理由として『続日本紀』に載る伝が、「(上略)次当輔政、拜内臣」と述べていることは、その前任<sup>(15)</sup>であった良継の内臣の性格が輔政の臣であったことを示している。」とされている。

その一方、山本氏は同日に中納言を経ずに参議から大納言に進んだ魚名(北家)、中納言となった縄麻呂(南家)と「三家鼎立に近い形」の中で、「良継は藤原氏の主導権を握り、同時に筆頭公卿大・中臣清麻呂を押えて太政官の中心となることに苦慮したもののと思われる。」とも指摘されている。

良継は宝亀8年正月丙辰(3日)にさらに内大臣に任ぜられるが、これは藤原鎌足に次ぐ例となる。しかし、「右大臣に先任者がおり、それを超えて左大臣に昇進<sup>(16)</sup>することが困難な事態の中で案出された令外官という性格をもつ。」と位置付けられるように、天応元年に80歳で致仕するまで右大臣の地位を占めた清麻呂の存在により、左右大臣に昇ることは叶わなかった。

#### まとめにかえて

以上、3つの時期に分けて「薨伝」の内容を検討してきた。ここからは、光仁朝に入ってからとはかくとして、それ以前の時期については良継が政治状況に大きく関与していることがことさら強調されている様子を窺うことができよう。

木本氏は、薨卒伝はその貴族官人の家が死後に式部省に提出した伝記がもとになっているが、時には功績をより大なるものとして示すことが当家から求められたのではないかとされ、藤原真楯薨伝についてその嗣子内麻呂の容喙を推測<sup>(17)</sup>されている。

良継の場合、直系の子孫に廟堂に列する官人はいなかったが、「薨伝」が収載された『続日本紀』巻34の案牘がまとめられたのが光仁朝の末期であったとすると、藤原乙牟漏の父として「薨伝」の記述には注意が払われたと思われる。

一方、「薨伝」の筆法には必ずしも好意的とは言えない箇所もあり、「職を内外に歴れども、所在に續無し」の記述は『続日本紀』では当該官人を断じた数少ない例の一つといえよう。

また、仲麻呂を除こうとした動機についても「位、子姪の下に在りて、益忿怨を懷けり。」とあるのは私的な怒りに基づくものであり、「升降自由なり。」と「官人の昇降格も思うままになった」とする記述もけっして称賛の意とはとれないだろう。

さらに些末なことではあるが、「薨伝」中で仲麻呂のことを記事区分(2)では「太師押勝」「押勝」「太師」、記事区分(3)では「仲満」と両様の書き方をしていることが指摘できる。「仲満」の表記は中国風のもので、一例を除き巻35以降にはみられないことから、光仁朝の修史において行われた可能性が強いとされる。<sup>(18)</sup>

この相違は、もともとなる史料が異なっていたことに拠るとも考えられるが、「薨伝」内での不統一は記述の不備とも捉えられ、『続日本紀』編者の良継に対する複雑な思いを垣間見せているのではなかろうか。

以上、史料に乏しい箇所を補うために推論によって稿を成した点が少なくないが、諸賢のご叱正をいただければ幸いである。

#### 註

- (1)『続日本紀』同日条。以下、出典を明記しない史料は『続日本紀』記事に拠る。なお、良継は宝亀元年の改名まで宿奈麻呂を名乗っていたが、本稿では煩雑さを避けるため、引用および史料掲載に関わらない場合は良継の表記で統一する。
- (2)佐藤宗淳『古代官人伝の形成』(『日本政治社会史研究』中、塙書房、1984年)。
- (3)中川収「藤原良継の変」(『奈良朝政治史の研究』高科書店、1991年、初出1960年)。
- (4)鐘ヶ江宏之『日本史リブレット人010 大伴家持』(山川出版社2015年)。
- (5)北山茂夫『大伴家持』(平凡社、1971年)。
- (6)藤井一二『大伴家持』(中央公論新社、2017年)。
- (7)角田文衛『佐伯今毛人』(吉川弘文館、1963年)。
- (8)木本好信『奈良時代の藤原氏と諸氏族』「第2章藤原式家と石上氏」(おうふう、2004年、初出2003年)。
- (9)職制律32指斥乗輿条、註(3)中川前掲論文。
- (10)4月丁亥の石上奥継の少納言補任を、同官在任中の蔵下麻呂の更迭の後任と捉える向きもあるが、少納言は定員が3名であるのでこれを直に蔵下麻呂の解任と結びつけることはできないだろう。なお、蔵下麻呂は天平宝字8年正月己未(21日)に備前守に任ぜられているが、同日に山村王が少納言に補任されており、こちらとの交代の可能性も考えられる。
- (11)笹山晴生「中衛府の研究」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、1985年、初出1957年)。
- (12)木本好信『藤原式家官人の考察』「第4章藤原蔵下麻呂」(高科書店、1998年、初出1997年)。
- (13)角田文衛氏「恵美押勝の乱」『律令国家の展開』法蔵館、1985年、初出1961年)は、良継一行が独立の討賊隊として近江から美濃国府攻略に向かった可能性を述べておられる。
- (14)渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究 増補版』「第2編第1章 律令官人勲位制の研究」(吉川弘文館、1978年)。
- (15)山本信吉「内臣考」『撰関政治史論考』(吉川弘文館、2003年、初出1961年)。
- (16)『新日本古典文学大系 続日本紀』2(岩波書店、1990年、巻8補注)。
- (17)木本好信「藤原真楯薨伝再論」(『奈良時代の政争と皇位継承』吉川弘文館、2012年、初出2007年)。
- (18)『新日本古典文学大系 続日本紀』4(岩波書店、1995年、巻26補注)。

## 藤原四家の分立と恵美朝臣

### —藤原親族の人事覚書—

松 尾 光

#### 1 派閥抗争という理解の可否

社会や組織があれば内部に派閥・私党を生じることは、よくある。しかしそのなかで特定個人が意図的に派閥として動いたのか、命令に順って職責を果たしただけなのか、そう自明でない。橘奈良麻呂は執政する藤原仲麻呂に対して反乱計画をことさらに立てた。それなら、奈良麻呂に味方した人たちは、意識的に仲麻呂の指示を拒み、奈良麻呂の提案する反乱計画に賛同したわけである。だから大伴古麻呂・鴨角足や多治比国人・犢養・鷹主らは、奈良麻呂派・反仲麻呂派といってよい。だが、反乱計画を密告すれば仲麻呂に利益が齎されるとしても、報告した山背王や巨勢堺麻呂らは廷臣の義務を果たしたまでであって、その行為は仲麻呂派の証とまでいえない。仲麻呂や広嗣の率いた兵士は「(周亜夫の)戦陣内は將軍の下知に従う」との感覚が通用していたにすぎない。また側近・股肱の臣といっても、官僚機構での職務遂行に長けているだけで、官僚機構で下僚が上司に向けるふつうの顔。その後引き立てがあったとしても、それは業務実績に対する当然の評価である。執政者の企図にそって動くから、有能な官僚は派閥の一員のようにみえる。そうすると反乱者に回らない限り、派閥の一員とすべき明証は認められない。

天平宝字8年(764)9月の争乱でも、派閥の特定は難しい。孝謙上皇側による反乱とみられるが、それなら仲麻呂の「反」を逸早く報らせた高丘比良麻呂、仲麻呂軍殲滅の戦略を立てた吉備真備、駅鈴・内印奪取に遣わされた山村王らは、明瞭な上皇派となる。だが当時の人が上皇をどうみていたか。争乱直前の7月、紀寺の奴・益人の身分認定の訴訟をめぐり、乾政官(太政官)は孝謙上皇に決裁を求めた。上皇は益人を良民と決裁したが、紀寺側の紀伊保は「猶勅に非ざるを疑ひ、肯て信受せず」と淳仁天皇の裁可を求めた。紀寺側は制度上の権利者である天皇に従うとし、執政に当たっていた貴族・官僚たちは上皇を最上位の命令権者とみていた。<sup>(1)</sup>2様の理解があるなかでの孝謙上皇の蹶起で、真備・比良麻呂・山村王らは上皇を命令権者とみなし、その上意下達の線で動いていた。命令すべき人の指示だから、その通り動いた。現実社会で下の者たちは、よほど不条理か自分に不利益でないかぎり、そのときの上司の指示で動く。そうすると仲麻呂派・上皇派の区分も聞き合いも、構図自体を見直す必要がある。

そうしたなかでかなり確度の高い人間関係の結びつきは、血縁・姻戚であろう。かつては謀議に参画していた者たちとの連帯責任を問われる連座だけでなく、「親族の縁によって連累(まきぞえ)となって罪せられる」(広辞苑)縁座があった。古人大兄皇子事件で「古人大兄と子とを斬さしむ。其の妃妾、自経きて死す」(『日本書紀』大化元年9月戊辰条)として妃妾まで自害させられたのは、縁座の適用であろう。

もちろん親族は絶対的な信頼を寄せうる、という存在でもない。中大兄皇子は、舅の蘇我石川麻呂・古人大兄にも謀反の嫌

疑をかけ、蘇我蝦夷は叔父・境部摩理勢を討った。藤原広嗣は親族を讒乱したといい、藤原仲麻呂は兄を失脚させた。それでも多治比広足は「諸の姫を教へずして、悉く賊徒と為す。此の如き人、何ぞ宰輔に居らむや」(『続日本紀』天平宝字元年8月庚辰条)として中納言を逐われた。やはり族員の不祥事は問責される。そう見られて当然なら、縁座の危険を共有する親族は、信頼性の高い人間関係なのだろう。

#### 2 不比等の親族人事

不比等の存命中、彼は族長として族員の人事を差配していた、と仮定する。他氏出身で価値観を共有し心を許した仲間もいたろうが、上述のように判別しづらい。また人事は、おりの課題や政治情勢で多様な思惑を孕んで進められる。それも承知している。それでも派閥抗争的な理解を排して信頼性の高い親族に絞るのは、これから長くかかる人事考察の手始めにしたいからで、覚書と題する所以である。

まず是不比等が存命していた時期、不比等没後で武智麻呂・房前・宇合・麻呂らが存命していた時期、藤原4子没後で藤原仲麻呂が権力の座にあった期間の、それぞれ本人および子・娘婿の位階・官職を一望し、検討を試みる。

不比等時代についていえば、不比等は律令制定にかかわって褒賞を受けているから、何が要職で、どこを押さえれば権力を握れるか、熟知していたろう。だが彼自身は八省の長官も踏まず、直広肆→直広貳→直広壹→正三位という足跡のみで、議政官の中納言、やがて正一位右大臣に上<sup>(2)</sup>っている。自分自身をどう考えて人事したか、明らかにしがたい。

では、4人の男子をどこに配置してきたか。

武智麻呂は、大宝元年(701)から和銅5年(712)22歳から33歳まで、内舍人→中判事→大学助→大学頭→図書頭兼侍従→近江守と転任した。霊龜2年(716)10月37歳のとき従四位上で式部大輔となり、養老2年(718)9月式部卿。養老3年7月正四位下で首皇子(のちの聖武天皇)の東宮傅となり、翌年その在任中に不比等を喪った。

房前は、大宝3年正月23歳で、「正六位下藤原朝臣房前を東海道に……遣す。道別に録事一人。政績を巡省し、冤枉を申理せしむ」(『続日本紀』)とある。各道に派遣された者たちの位階は従六位上から正八位上で、房前が一番高い。「不比等の子だから弱年で拔擢された」とはいえず、国守より低位の者からことさらに選ばれたようだ。和銅2年9月にも「従五位下藤原朝臣房前を東海東山二道に遣し、閑割を檢察し、風俗を巡省せしむ」(『続日本紀』)とあり、個別官職の実務経験よりも全体を俯瞰する立場での仕事をあてがわれている。その後、養老元年10月37歳のときに従四位下で参議朝政となり、従四位上になった段階で不比等の死没に遭う。

宇合は、霊龜2年8月26歳で遣唐副使に起用され、従五位下となった。帰国後の養老3年7月に正五位上で、常陸守兼按察使として安房・上総・下総も管轄した。その翌年30歳のとき、不比等の訃報に接した。

麻呂は、養老元年11月、23歳・従五位下で美濃介となったが、その3年後の26歳のとき、不比等が死没した。

この人事から忖度すると、和銅4年までの不比等は、房前を藤原氏族長の後継者と考えており、武智麻呂への継承はやや諦めていた。理由は武智麻呂の健康問題で、『藤氏家伝』(読み下しは沖森・佐藤・矢島著『藤氏家伝鎌足・貞恵・武智麻呂伝注釈と研究』

による)に「幼くして其の母を喪ひ、血の泣して摧け残はれ、漿も口に入らずして、幾に性を減さむとしき。茲より疴弱く、進趣すれども病饒りぬ」とある通り、身体脆弱で病勢が進んでいたから。武智麻呂には大学寮・図書寮など体力の要らぬ職を当て、房前には自分と同じように地方政治を上から俯瞰する地位を与えて律令政治の浸透・定着の確認に努めさせた。和銅6年正月に武智麻呂は従四位下となり、和銅4年4月に従五位上で肩を並べていた房前を抜く。霊龜元年正月に房前が従四位下となったときも、武智麻呂は従四位上で1階の差をつけていた。武智麻呂が嫡子待遇となり、文官・武官の人事権を握る式部卿を務め、不比等後継と一往遇されている。一方で、房前は死没まで参議に据え置かれた。2子の競い合うような昇進は、裏に橘三千代の引きがあったとしても<sup>(3)</sup>、それだけでは当主として容認すまい。ほぼ同時に昇進させているのは、体調不安がつねに懸念され、当主交替がいつでもできる状態にしているのだろう。この不安は不比等の人事構想を混乱させ、4家分立という(見る者の立場によるが)悪しき副産物を産んだ。不比等の人事構想は、結果はともかく、本人の意思としては十分に発揮されずに終わったようだ。

武智麻呂と房前の人事は複雑だったが、宇合の処遇は異なる。不謹慎な言い様だが、海難事故での落命も容認したようだ。日中間往復の生存率は5割で、半分は生還しない。宇合の遣唐副使任命は、帰国できれば箔が付くものの、危険が大きかった。嫡子にならない気楽さが、人事の背景に看取れる。しかも帰国後は常陸守や按察使にただけで、中国での見聞を廷内で活用させる地位に就けようとしてもいない。

ところで不比等としては、武智麻呂または房前が政権を継ぐまでの間、不比等の代わりができる人材を見つける必要があった。持統上皇からの依頼にそい、元明上皇・元正天皇も後援してきた。その役割を継がせるには、武智麻呂・房前とも位階が足りない。不比等にとってその救世主が、娘・長娥子の夫つまり娘婿にあたる信頼性の高い親族・長屋王であった。長屋王が29歳か21歳か不明だが、慶雲元年(704)正月、无位から正四位上になった。その時点で武智麻呂は正六位上、房前は正六位下である。そして和銅2年11月に宮内卿で従三位、翌年4月式部卿となった。養老2年3月正三位で、参議・中納言を歴ず、大納言におさまった。阿倍宿奈麻呂との同時昇進だが、これにより不比等につぐ政界第2位となった。不比等を脅すべく皇親勢力が巻き返したのではなく、不比等の親族人事の引きをうけ、その後継者の地位に据えられたのである。長屋王の去就に疑念を懐き擡頭を恐れる気持ちがあったなら、官人人事の中心となる式部卿は渡すまい。この職は長屋王のあと、天平9年に疫死するまで宇合が在任しており、律令官制の要である。また参議・中納言と順に歴させれば、急激な擡頭も押さえ込めた。大納言への抜擢は、不比等が親族としての強く推したからだ。長屋王の悲劇の末期から臆測を溯らせると、不比等独自の人事を見誤る。不比等は、一時は文武天皇の前に即位させようかと考えもした高市皇子に親近感を懐き、長屋王を娘婿に繰り込み、草壁皇統に繋がる首皇子の守護神役を期待していたのである。

### 3 藤原武智麻呂の親族人事

武智麻呂の人事は、養老4年8月の不比等の死没から本人が疫死する天平9年7月までである。養老5年正月に武智麻呂は参議を歴ず、従三位中納言となった。不比等の晩年には後継者

と遇されていたから、4子間に異論はなかったろう。だが房前も同時に従三位となっていて現実に族長が2人いるかのようで、それを裏付けるように神龜元年(724)の正三位も同時昇進だった。もとはといえば武智麻呂が族長となれない恐れがあったために房前が起用されたのであり、やむを得ない措置だった。房前には落ち度も罪もない。だが武智麻呂にとってはどうか。肩を並べている弟は、父が目をかけ、元明上皇・三千代も期待をかけた。排斥できないが、自由に使いにくい。それがみずからの手による宇合・麻呂の対抗的な登庸を呼ぶ。宇合を官人制度の要となる式部卿に据え、そこから参議へ。麻呂を左京大夫として政権所在地(平城京)の安定を図らせて他氏族への圧力を分担させ、さらに兵部卿として武官人事の要となれば藤原氏を武装させた。天平3年8月には従三位の宇合・麻呂も参議となり、房前と肩を並べた。これで、房前の発言力は相対的に下がった。

これらの人事で4子がみな枢要な地位に就いたため、それぞれが有力な家となつてしまい、南北式京の藤原4家がのちに出現する<sup>(5)</sup>。これは藤原一族発展のため意図的にしたのでなく、武智麻呂の病氣という不慮の事態に基づく状況で、庶流・式京2家の過剰な擡頭は武智麻呂の失策ともいえる。

武智麻呂・房前など4子の子や娘婿の人事も取り上げるのが本来だが、武智麻呂政権の時期が短かすぎ、対象者が若すぎるため、考慮に価するほどのものがない。天平9年8月までに4子は死没するが、同年2月時点で武智麻呂の子・豊成は正五位上、仲麻呂は従五位下、乙麻呂は9月に従六位上から従五位下、巨勢麻呂は正六位上よりも下。宇合の子・広嗣も9月に従六位上から従五位下。房前の子たちは、武智麻呂・宇合らに冷遇されたようで、天平12年正月以前の位階が八東・清河とも正六位上であった。つまり不比等の孫世代を要職で使おうにも、それだけの対象でなかった。武智麻呂は、まだ弟たちの登庸で政権を固めるほかなかった。

ところで不比等の娘婿は、武智麻呂の義兄弟に当たる。多比能の夫・橘諸兄は不比等の死没時35歳で従五位上。某女の夫・大伴古慈斐は26歳になっていたが、天平9年に従六位上であり、親族の恩恵に預かっていない。問題は長屋王である。神龜6年(天平元)2月、麻呂管轄下の住民による誣告で宇合が王邸を囲み、武智麻呂らが糾問し、最終的に聖武天皇の裁量で死罪となった。筆者は、武智麻呂の昇進の遅延を根拠に、誣告騒動は武智麻呂の画策とみなした<sup>(6)</sup>。その当否はともあれ、長屋王は藤原氏に敵対し前途を阻む存在と見なされ、脅威の根拠として功封などの資産、吉備内親王所生の王子からは<sup>(7)</sup>まっして長屋王本人まで即位の可能性があったとも推測されている<sup>(8)</sup>。しかし功封相続による巨大な経済力は従前承知のことだし、また安積親王が健在ななかで吉備内親王所生の子への懸念はまだ現実的でない。少なくともこの時点で解決する必要がある。既述したように、長屋王は不比等が信任して引き上げ、藤原氏の前足を補うものとしてことさらに政界首座に迎えたもの。不比等としては、武智麻呂が政権を担当するまでの繋ぎで、武智麻呂と首皇子の守護神となって貰えばよかった。長屋王は、藤原氏にとってそもそも友軍なのだ。それを武智麻呂らがあえて嫌うとすれば、長屋王が不比等から託されたのは草壁皇統の持続・守護。だから、彼にとっては縣犬養氏腹の安積親王でもよかった。しかし狭量な武智麻呂は藤原氏腹にこだわった。寺崎保広氏は、長屋王が「成長後の立太子ならば容認できても、生後30日余で

皇太子というのはあまりにも異例」(257頁)として武智麻呂と対立したと推測されたが、時期の早晚だけなら、長屋王の自尽まで求めまい。筆者は乳幼児立太子の画策をめぐって、安積親王を無視しても藤原氏所生に強く拘るか否かどうかが対立点だった。つまり不比等になかった藤原氏腹という条件を、ここであらたに加えるかどうか。それが不比等と武智麻呂の人事の大きな違いだった、と思う。

#### 4、藤原仲麻呂の創氏と人事

藤原仲麻呂は、いつから人事が左右できたか。光明皇后の後押しをうけて異例の出世を遂げるが、その起点は天平12年ころ。天平勝宝元年8月には大納言・紫微令として兄・右大臣豊成にはほ追いついたので、起案した人事構想を光明皇太后から孝謙天皇を通じて行使できたらうか。<sup>(10)</sup>

『公卿補任』で天平勝宝元年7月時点の台閣は、左大臣橘諸兄のもと、右大臣藤原豊成(従二位、南家)、大納言が巨勢奈弓麻呂・藤原仲麻呂(正三位、南家)、中納言が石上乙麻呂・紀麻路・多治比廣足、参議に大伴兄麻呂・橘奈良麻呂・石川年足・藤原八東(従四位下、北家)・藤原清河(従四位下、北家)という布陣だった。その後天平宝字2年8月に従三位・永手(北家)が中納言に上がり、同3年6月には御柄(北家)が従四位上参議、同4年正月には巨勢麻呂(南家)が非参議だが従三位に叙されている。こうして藤原4家の公卿が増えていくのだが、一連の叙位を仲麻呂はどう見ていたろう。この時期、仲麻呂は藤原惠美朝臣を名乗りはじめる。これは顕彰とか一家の貴種化が目的だったとかいうが、ただの榮譽など仲麻呂に不要で、考えうる政治的意図は2つ。1つは、橘諸兄政権に楯突けず、風下に座す南家・豊成との決別。豊成は武智麻呂の嫡子で、仲麻呂は庶子。庶子の負い目は、藤原惠美朝臣という新しい氏姓を名乗れば霧消する。いま1つは、藤原氏全体への決別。既述の通り藤原4家とくに南家と北家の並立は、偶然の所産だった。しかし南北式3家が並立してしまい、嫡流・族長のはずの豊成は、諸兄どころか近親の式家広嗣すら抑えられない。4家の併走がそれぞれの独立した政治活動と呼び、結果として藤原一族だけで廟堂が支配できた。藤原氏の政界制覇は、4家分立の賜物である。だがそれは結果であり、意図したものではない。まさにその時点にあっては、嫡流の南家とくにその嫡子(豊成)の指図に4家が従うべきだったのだ。

たしかに仲麻呂は、豊成に取って替わろうとして南家2人目の公卿になってしまった。その一方で北家も2名の参議を出している。もとより参議は正員の公卿でなく、公卿見習いにすぎない。<sup>(12)</sup>房前・宇合・麻呂がそうだったように、北式京3家の出身者はここで止められていた。「正員の公卿(中納言以上)には1氏1代表」の原則は仲麻呂登場以前なら、まだ廷内で通用していた。しかし競り合うような北家の動きは嫡流南家に制御できておらず、3家は事実上対等な併走状態になっていた。それでも天平宝字2年8月以前なら北家は参議で止まり、藤原氏での南家優位、嫡流の地位はかすかに認められていた。だが南家の躍進をみた北家が正員議政官就任を求める。北家の要求は、死没直前の武智麻呂は正一位左大臣だが、房前も没後の10月に正一位左大臣となったことが根拠だろう。蔭位で自動的に昇れる地位でないが、同格の者の子孫は同格になれるはずと要求するのはありうる。この要求に面した仲麻呂は南家嫡流による藤原氏の統御を諦めて4家を見限り、嫡子の号令下一体となって

政界を領導する氏族集団を作る。それが惠美氏創立の意図でなかったか。<sup>(13)</sup>

他氏から見れば、仲麻呂の大納言就任で「藤原氏が『正員の公卿は1氏1代表原則』を破った」と映る。だがこの前例は北家の正員就任要求も呼び込んだわけで、仲麻呂滅亡後の藤原氏にとっては「仲麻呂の開いた偉大な先例」となり、他氏からは「すべて仲麻呂の暴挙」と見られることとなった。

仲麻呂の別氏分立構想には手本がある。かつて不比等は廷内の中臣氏全体に与えられた藤原朝臣の氏姓を、鎌足の子孫だけに限らせた。それと同様に賜った惠美朝臣の榮譽を氏全体に及ぼさず、仲麻呂直系の眞光(眞先)・湯麻呂・薩雄・辛加知らのみに与えた。これは4家との袂別である。そもそも仲麻呂は不比等の絶大な信奉者だった。不比等が推敲・添削していた『養老令』を施行、「俱に別に伝有り」とされた史(不比等)伝を執筆、橘諸兄がことさらになした不比等行政の転覆すなわち兵士徴発の停止・国郡併合・雑戸解放などをほぼすべて恢復させた。仲麻呂は不比等の正統なる相続人を自負し、彼が唯一失敗した一体感のある政権担当氏族作りを実現して見せたのであろう。

#### 註

- (1) 仁藤敦史『藤原仲麻呂』(中公新書、2021年)では、太政官機能の優先と読むが、相反する考えが並立していたとすべきでないか。
- (2) 川崎見「藤原不比等」(『万葉の史的世界』慶應義塾大学出版会、2018年)は令官として律令編纂・条文解釈に携わっていたとする。
- (3) 中川収『奈良朝政治史の研究』(高科書店、1991年)第1部第4章第3節、88頁。
- (4) 木本好信『藤原四子』(ミネルヴァ書房、2013年)は、式部卿への「拔擢は義父でもある不比等の推輓による」(25頁)とする。
- (5) 南卿・北卿の称は、『続日本紀』では天平宝字4年8月甲子条に初見。4家並列の意識は孫世代に自覚されたのだろう。
- (6) 拙稿「長屋王の無実はいつわかったのか」(『万葉集とその時代』笠間書院、2009年)。
- (7) 仁藤敦史『女帝の世紀』(角川学芸出版、2006年)第5章、「二「長屋王家」の家産と家政機関」に全容の説明がある。
- (8) 河内祥輔『増訂版古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、2014年)。
- (9) 『長屋王』(人物叢書、吉川弘文館、1999年)。
- (10) 註(3)中川前掲書には「天平宝字元年八月改元をもって、仲麻呂政権確立時期とする」(196頁)とあるが、実感に欠ける。
- (11) 木本好信『藤原仲麻呂』(ミネルヴァ書房、2011年)第4章2に「一族の『藤原朝臣』よりもなお一層貴種であることを認知させて、天皇との密接な関係を誇示するため」とある。
- (12) 野村忠夫『律令政治の諸様相』(塙書房、1968年)第4章3「藤四子体制の問題」、瀧浪貞子「参議論の再検討」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、1991年)を参照。
- (13) 中川収『奈良朝政争史』(教育社新書、1979年)では天平宝字7年「段階では同族というだけで藤原四家は完全に独立して一家なしていた」(184頁)とするが、これは4家の共同行動であらう。
- (14) 拙稿「政治は誰のためにするものかを心に問いつけた橘諸兄」(『古代政治史の視角』花鳥社、2022年)。

## 聖武天皇と仏教

### 一皇太子の夭折と生母宮子との対面一

宮 崎 健 司

#### はじめに

聖武天皇は、治世下に国分二寺の建立や盧舎那大仏の造立など、いわゆる鎮護国家仏教の政策を推進した天皇として知られる。また天皇自身、出家受戒<sup>(1)</sup>、東大寺盧舎那大仏に北面して「三宝乃奴」と称し(天平勝宝元年4月甲午朔条)<sup>(2)</sup>、「太上天皇沙弥勝満」と名のっている(閏5月癸丑条)。これらの事柄から聖武天皇は単に仏教を政策上のみからとらえた立場、つまり外護者としてだけではなく、彼自身が仏教信仰へ深く傾倒したことを感じるのである。かつてその経緯について略述したことがあるが、掲載誌の性格から詳述することはできなかった。そこで改めてその経緯について述べてみたいと思う。

#### 1 皇太子の夭折

聖武天皇(以下「聖武」とする)は、文武天皇を父とし、藤原不比等の娘宮子を母として大宝元年(701)に生まれ、諱を首とあった。和銅7年(714)皇太子となり、神亀元年(724)2月に即位する(甲午条)。時に年24、父文武天皇の即位年齢に遅れること9年、その即位が叶わなかった背景には事情があったらしい。

聖武の仏教信仰をうかがわせる史料は即位まであまりみうけられないように思う。もちろん彼をとりまく人々の中に篤い仏教信仰をもつ人物、例えば、光明皇后(以下「光明子」とする)<sup>(5)</sup>などがいたことはよく知られるので、何らかの影響があることは考えられる。しかし、彼自身の仏教信仰への画期の第一にあげるべき事柄はやはり皇太子の夭折ではないかと考える。

神亀4年(727)閏9月、光明子に皇子(一説に基王)<sup>(6)</sup>が誕生した(丁卯条)。聖武の喜びは大きいものであったとみえ、10月皇子誕生を契機に大赦をおこなうと共に同日誕生した者に賜物をおこなっている(癸酉条)。また11月には中宮に御した聖武に太政官・八省が上表し、皇子の誕育を賀して玩好物を献じたが、文武百僚以下、使部に至るまでに宴を賜い、五位以上には緇を賜い、その日、異例の乳児の立太子となる(己亥条)。また僧綱・僧尼らも賀表を奉り、物が施されている(庚子条)。

聖武の皇子への強い思いが感じられるが、それに加えて藤原氏にとってもはじめて天皇の外戚となる機会、待望の皇子の誕生であった。

このように聖武と藤原氏の大きな期待を一身に受けた皇太子であったが、翌年8月に病に陥った。すぐさま三宝の威力を憑むとして、平復を祈って観音仏像造立、『観音経』書写を命じ、礼仏、転経、行道させるとともに大赦している(甲申条)。また聖武は東宮に御し、皇太子の病のために諸陵へ奉幣もおこなっている(丙戌条)。

しかし聖武の悲痛な祈りにもかかわらず、9月に皇太子は満1歳をむかえることなく夭折した(丙午条)。その葬送について『続日本紀』には次のように載せる(壬子条)。

那富山に葬りまつる。時に年二。天皇甚だ悼み惜しみたまう。これが為に朝を廢むること三日。太子幼く弱き為に喪の礼を

具えず。但し、京に在る官人以下と畿内の百姓とは素服すること三日、諸国の郡司は各、当郡にして拳哀すること三日。

亡骸は那富山に葬られたが、天皇は政務を3日廢するなど7歳以下の死去が心喪を通例とするのに対して、例外的な喪礼を命じている。そして皇太子の夭折を象徴するかのよう、夜、2丈ばかりの流星が赤い光を引きながら四つに割れ散って宮中に墮ちたという(壬戌条)。聖武の悲嘆がいかに大きいものであったかがわかるが、藤原氏にとっても衝撃的な事柄であったであろう。

皇太子の菩提を弔うために11月には金鍾山房が建立されている<sup>(7)</sup>。山房造営のため造山房司が設けられ、長官に珍努王が命じられ(乙未条)、智行僧九人を住僧と定めている(庚申条)。この山房は東大寺の前身の一つとなる<sup>(8)</sup>。

仏教にもとづく皇太子の菩提を弔う強い願いが見受けられるとともに、哀惜の念絶ちがたいものがあつたであろう。さらにはひろく鎮護国家の思いをいたしたのではないかと考える。

#### 2 長屋王の変

皇太子夭折の年末、国家平安ならしめんとして諸国に『金光明経』を頒ち転読させたが、翌天平元年(729)は平穩ではなかった。2月、密告により長屋王が左道を学び、国家を傾けんとしたとして、藤原宇合らの率いる六衛府の兵に邸宅を囲まれ(辛未条)、翌日巳時には舍人親王らが遣わされ罪の窮問があつた(壬申条)。その翌日長屋王は自尽に追い込まれ(癸酉条)、室の吉備内親王や諸王も同じく自経し、王夫妻の亡骸は生駒山に葬られた(甲戌条)。いわゆる長屋王の変である。

長屋王が左道を学び国家を傾けようとした具体的な内容は知られないが、皇太子夭折の半年後のことでもあり、皇太子呪詛などが疑われたであろう。しかし長屋王謀叛の真偽は疑わしい。変の対処がごく短期間でしかも寛大であつたこと、のちに光明子立后という異例な臣下の娘の立后がなつたこと、それにもまして密告が誣告であつたことがのちに判明している(天平10年7月丙子条)。これらのことから藤原氏の陰謀がささやかれる。

聖武も皇太子夭折から平穩を取り戻しつつある頃、長屋王の皇太子呪詛などが報告されたとするならば、亡き子への哀惜の念が再び起こり、冷静な判断もできなかったのではないだろうか。もしそうであるとなると、やはり皇太子夭折は聖武に暗い影を落としたことになる。

実は聖武の亡き皇太子への思いをうかがわせる遺品が正倉院宝物に遺されている<sup>(9)</sup>。それは仏教関係の詩文を抄録した聖武天皇筆『雑集』である。天平3年(731)の年紀をもち、皇太子三周忌に関わるものとの指摘がある。21<sup>(10)</sup>頁を越える長巻に終始乱れることなく謹直に書写された字姿は、亡き皇太子への痛切な思いが感じられる。

一方、本書には長屋王の変による王自尽に思いをいたすものとの見解もある<sup>(11)</sup>。上述の長屋王の変と聖武の姿勢を考える時、十分首肯しうる見解といえよう。ただし『雑集』の書写が何か一つの目的のために書写されたとするより、皇太子の追善、長屋王への懺悔と追善、さらに聖武の信仰生活あるいは修道生活の反映といった多様な要素をみるべきであろう。

『雑集』末尾に三言四句と年紀が次のように記される。

思に忍ずるを諦にし、口に言うを慎み、内なる悪を止め、外なる縁を息らえん

天平三年九月八日写し了わんぬ

その意味するところは、「忍辱を宗とし、口言を慎み、心の穢れを滅し、慈悲心をもって衆生を救う」というものである。そして、この三言四句は、中国・隋の慧思のものと考えられる「思大和上坐禪銘」にならったもので、聖武の修道姿勢を示すものであったとされる<sup>(12)</sup>。また慧思は聖徳太子の前身とされることから、聖武には聖徳太子信仰があったことが想像される<sup>(13)</sup>。つまり、この句は、聖武の仏教信仰の一端をうかがわせるものと考えられる。改めて『雑集』執筆の背景を考える時、座右の銘と思われる三言四句は、聖武の心に薫修するものではなかっただろう。やはりその起点は愛子との別離であったと考える。

『雑集』を書した3年後、聖武は一切経の書写を発願している。聖武天皇発願一切経と称されるものである<sup>(14)</sup>。その奥書には次のようにある。

朕万機の暇を以ちて、典籍を披き覧るに、身を全うし命を延べ、民を安みし業を存つは、経史の中、釈教最も上れたり。是れに由りて三宝を仰ぎ憑み、一乗に帰依し、敬みて一切経を写したてまつり、巻軸已に訖りぬ。読む者は、至誠心を以ちて、上は国家の為、下は生類まで、百年を乞い求め、万福を祈り捧む。聞く者は、無量劫の間、悪趣に堕ちず、遠く此の網を離れ、俱に彼岸に登らん。

天平六年歳は甲戌に在ると始めて写しき。

写経司治部卿従四位上門部王

願文によれば、政務の暇に典籍をしらべたところ、生を全うし、民を安んずるには、仏教の教えがもっとも優れているので一切経を発願したとする。いわゆる国家仏教としての仏教理解ともとれるが、上述の聖武の信仰生活を念頭におけば、本一切経の発願もその姿勢が底流にあったと思われ、仏教信仰への傾倒が伺えるのではないかと考える。

### 3 天平年間前半の災害・飢饉・疫病

聖武が一切経の発願をした天平6年(734)頃より皮肉にも諸国で災害・不作・飢饉が頻発することになる。4月に次のように大きな地震が発生し甚大な被害をもたらした(戊戌条)。

地大に震りて、天下の百姓の廬舎を壊つ。圧死せる者多し。山崩れ川擁り、地往々坼裂けること、勝てて数うべからず。

その後余震が続いたらしく、7月に天災による大赦がおこなわれた(辛未条)。翌7年5月にも災異頻発により大赦がおこなわれている(戊寅条)。またそれに対処すべく災害消除・国家安寧を願って大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺の四寺で『大般若経』を転読している(己卯条)。この年8月には疫病流行の兆しも顕著となったようで(丙午条)、大宰府管内で蔓延した疫病が本州への伝染することを防御すべく、長門国より東の諸国司(守または介)に斎戒して道饗祭を執行させている(乙未条)。しかし、その甲斐もなく疫病の猛威はおさまることがなかったようで、閏11月に疫病流行により大赦がおこなわれている(戊戌条)。年末に『続日本紀』は次のように評している(是歳条)。

是の歳、年頗る稔らず。夏より冬に至るまで、天下、豌豆瘡(俗に裳瘡と曰う)を患む。夭くして死ぬる者多し。

天平8年は災異・疫病の記載はあまりみられないが、11月には畿内を不作が襲ったため京・四畿内・二監で田租の免除が講じられている(甲午条)。

天平9年4月、一昨年来の大宰府の疫病流行はおさまらず、部内の諸社に奉幣祈願、賑恤、湯薬給養をおこなっている(癸

亥条)。この年には平城京でも疫病が流行し、多くの百姓が亡くなった。6月の告朔では百官人が罹患したため廃朝となった(甲辰朔条)。8月には「春より已来、災氣遽かに発り、天下の百姓死亡ぬること実に多く、百官人等も闕け卒ぬること少なからず」として天下租賦を免除している(甲寅条)。そして、その深刻さに拍車をかけたのが太政官メンバーの半数以上が没したことである。4月参議民部卿藤原房前がこの世を去る(辛酉条)と、7月に参議兵部卿麻呂・左大臣武智麻呂が亡くなり(乙酉・丁酉条)、8月に参議式部卿兼大宰帥宇合が没して(丙午条)、権勢を誇った藤原四兄弟すべてがこの世を去った。もはや国家存亡の危機といっても過言ではなかろう。この年を評して『続日本紀』次のように記す(是年条)。

是の年の春、疫瘡大いに発る。初め筑紫より来りて夏を経て秋に渉る。公卿以下天下の百姓相繼ぎて没死すること、勝てて数うべからず。近き代より以来、未だこれ有らざることなり。

このような異常事態のもと、5月に山川や神祇へ祈願がおこなわれたが、「山川に祈祷し、神祇を饗祭すれども効験を得ず」として大赦している(壬辰条)。また11月にも諸国の神社を整備させたりもしている(癸酉条)。

一方、仏教による祈願もおこなわれ、早く3月に諸国に釈迦三尊像の造立と『大般若経』の書写を命じている(丁丑条)。これは国分二寺建立へとつながるもので、その詔勅にも経緯が明記される。次いで8月にも、天下太平・国家安寧を祈って宮中および諸国で僧を請じて『大般若経』『金光明最勝王経』を転読させ、畿内・諸国で千人余りを得度させた(丙辰条)。

この祈願が叶えられたのか、8月下旬頃より沈静化していったらしい。この時、聖武には、造仏・写経による攘災の効果が強く印象づけられ、仏力の不可思議をいよいよ感じたとの違いない。10月には宮中で道慈を講師として大極殿で『金光明最勝王経』の講説をおこない(丙寅条)、仏力によって天下太平・国家安寧を期そうとしたものと考えられる。

### 4 生母宮子との対面

連年にわたり苛烈をきわめた災異・疫病がようやく終息し、落ち着きを取り戻しつつあった天平9年の年末、『続日本紀』には次のような記事を載せる(丙寅条)。

皇太夫人藤原氏、皇后宮に就きて、僧正玄昉法師を見る。天皇も亦、皇后宮に幸す。皇太夫人、幽憂に沈み久しく人事を廃するのために、天皇を誕じてより未だ曾て相見えず。法師一たび看て恵然として開晤す。是に至りて適天皇と相見えたり。天下、慶賀せざるは莫し。即ち法師に緇一千疋・綿一千屯・糸一千紬・布一千端を施す。又、中宮職の官人六人に位を賜うこと各差有り。亮従五位下道朝臣真備に従五位上を授く。少進外従五位下阿倍朝臣虫麻呂に従五位下。外従五位下文忌寸馬養に外従五位上。

聖武の生母藤原宮子は、聖武を出産後、幽憂に沈んで人事を廃し、親子の対面が叶っていなかったという。おそらく産後に心の病を発したのではないかと憶測される。宮子は藤原不比等を父とし、母は賀茂比売であった。皇后の光明子からすれば、異母姉であるとともに義理の母でもあった。

その幽憂に沈んだ宮子が皇后宮に赴いて玄昉と対面し、その験力により正気に取り戻したのである。そして、誕生以来の初めての母子の対面となった。この慶事に天下をあけて祝賀したと

いう。玄昉には多くの褒美が贈られたが、宮子の世話を管した中宮職官人たちも恩恵にあずかり、この時、名のみえる人物に中宮亮下道(吉備)真備・少進阿倍虫麻呂・同文馬養がいた。特に真備は、唐への留学時、玄昉と往復を共にした存在であり、帰国後も交友は続いていたに違いない。両者は、それぞれ朝廷に重用されたが、のち藤原広嗣の反乱で、その表に悪の権化のごとく排除すべき存在としてやり玉にあげられた二人であった(天平12年8月己未条)。親子対面には両者の関係が影響していたと思われる。

さらに対面の場所が皇后宮であったことから光明子が深くかわっていたと考えるべきであろう。この時、皇后宮は旧長屋王邸にあったとされる<sup>(17)</sup>が、光明子の伝領した旧不比等邸でのち法華寺となった地に隣接した隅院(隅寺)の存在が注意される。玄昉は尊ばれて僧正となり、内道場に安置されたという(天平18年6月己亥条)<sup>(18)</sup>が、隅院が内道場が置かれた場所であった可能性があるのである。

以上、これら人間関係を考え合わせると、光明子が真備の進言などを踏まえて、入唐留学僧の玄昉に着目し、宮子と玄昉の対面を設定したのではないかと想像される。このようにこの出来事はきわめて複雑な背景をもつようであるが、聖武にとって生母宮子との初の対面は慶事にほかならず、その喜びはいかばかりであっただろうか。そして、幽憂に沈んだ生母宮子を正気にもどした玄昉の験力に深く感銘したであろうし、仏力の不思議をさらに強く感じたに違いない。ところで玄昉発願の『千手千眼陀羅尼經』には天平13年7月15日付願文があり、そこでは聖武はじめ皇族、文武百官、天下兆民のための発願であった旨が述べられる。これはまさに国分二寺建立の願文と同内容で、玄昉の国分二寺建立への関わりがうかがわれる。このように玄昉が朝廷の仏教政策の指導的な立場に登用された背景には、上述の聖武の信頼が存在したのではなかろうか。

聖武の生母宮子に対する思いは深いものであった。古くは神亀元年(724)2月の「大夫人」尊号の奉呈に見出せる<sup>(21)</sup>(丙申条)が、その思いは決して薄れることはなく、対面の叶わぬ母への思慕は日に増すばかりであっただろう。故にその対面の喜びは計り知れない。また対面後も母への思いは変わることはなかった。宮子が天平勝宝6年(754)7月19日に崩ずる(壬子条)や、その追福を目的とした写経事業や、周到に準備された周忌齋会の勤修など<sup>(22)</sup>、その思慕の念の変わらぬことが容易に想像できよう。そして、聖武自身、母を追うように二年後に崩じている(天平勝宝8歳5月乙卯条)。このようなことからすると、やはり宮子との対面は聖武にとってきわめて特別な事柄であり、それをもたらした玄昉、ひいては仏教への傾倒は、皇太子夭折の折りにいだいた思いと同様に格別のものがあったと考えるのである。

#### おわりに

出家にまで至る聖武の仏教信仰のあり様、特にその経緯について縷々述べてきた。そして、画期となったものが皇太子の夭折と生母宮子との対面ではなかったかと考える。つまり仏教信仰への傾倒に大きな影響を与えたのは、2つの肉親をめぐる出来事であったと考える次第である。

一方、聖武はどのような仏教信仰の世界をもっていたのか、その点を次に明らかにしなければならないであろう。その点は今後の課題とし、後考を期したいと思う。

#### 註

- (1) 『扶桑略記』天平21年正月14日条。
- (2) 以下、『続日本紀』の条文を示す。
- (3) 拙稿「聖武天皇」(『国宝の美』33号、朝日新聞出版、2010年)、同「聖武天皇と光明皇后の帰依と慈善事業」(『大法輪』79巻、2012年)。
- (4) 元明天皇の譲位にあたり、皇太子の首(聖武)に譲るには「年齒幼く稚くして未だ深宮を離れず」として、元正天皇に譲ることになったとしている(霊龜元年9月庚辰条)。年齢はすでに15歳と父文武天皇の即位年齢であることから、その即位には課題があったと思われる。
- (5) 立后は天平元年8月戊申条。
- (6) 『本朝皇胤紹運録』には「諱基王」とする。
- (7) 堀池春峰「金鐘寺私考」(『南都仏教史の研究』上、法藏館、2003年)。
- (8) 吉川真司「東大寺の古層—東大寺丸山西遺跡考—」(『南都仏教』78号、2000年)。
- (9) 宮内庁蔵版・正倉院事務所編『正倉院宝物』1(毎日新聞社、1994年)。
- (10) 平岡定海「聖武天皇宸翰雜集について」(『南都仏教』2号、1955年)。
- (11) 森本公誠「東大寺と華嚴經—聖武天皇による華嚴經止揚への過程を追って—」(『南都仏教』83号、2003年)。
- (12) 有富由紀子「聖武天皇宸翰『雜集』卷末の三言四句—聖武天皇と天台宗第二祖慧思の思想の接点—」(東京女子大学古代史研究会編『聖武天皇宸翰『雜集』「釈靈実集」研究』汲古書院、2010年)。
- (13) 拙稿「仏法東帰」考—大仏開眼への道程—」(『大谷大学研究年報』74集、2022年)。
- (14) 榮原永遠男「天平六年の聖武天皇発願一切經—写経司と写一切經司—」(『奈良時代の写経と内裏』(塙書房、2000年)、遠藤慶太「七知經(聖武天皇発願一切經)」(上代文献を読む会編『上代写経識語註釈』勉誠出版、2016年)。
- (15) 6月には中納言多治比県守も薨じている(丙寅条)。
- (16) 天平13年3月乙丑条、天平13年2月14日付「勅」(『類聚三代格』巻2、国分寺事)。
- (17) 渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』(講談社、2001年)147~176頁、『地下の正倉院 二条大路木簡の政界』(奈良文化財研究所、2009年)4~5頁。
- (18) 拙稿「年料多心経について」(『日本古代の写経と社会』塙書房、2006年)。
- (19) 奈良国立博物館編『奈良朝写経』(東京美術、1983年)図版29・31頁。
- (20) 天平13年2月14日付「勅」(註(16)参照)。
- (21) ただし長屋王の言上で前勅を撤回し、文字に「皇太夫人」と記し、「おとおじ」と称することで決着している。
- (22) 遠藤慶太「中宮の追福」(『正倉院文書研究』7号、2001年)。

## 藤原是公と持物寄進

### —『西大寺資財流記帳』の記載から—

池田光佑

#### はじめに

藤原是公は南家乙麻呂の長子であり、桓武朝ではその初期に右大臣を務め、桓武天皇の皇子伊予親王の母である吉子の父として知られている。筆者はこの是公について小稿<sup>(1)</sup>を記す機会が度々あり、先ほど『西大寺資財流記帳』にみえる是公に関しても記す機会があったが、今回はその点について少々補足し再度言及したい。

#### 1 『西大寺資財流記帳』にみえる是公

宝龜11年(780)勸録の『西大寺資財流記帳』によれば、西大寺四王堂四天王像について割注があり、「正四位上藤原朝臣是公卿」が毘沙門天の持物を寄進したとみえる。この四天王像については、完成時期を示す史料がなく、注釈にある是公の位階「正四位上」から、是公が正四位上に昇った宝龜8年正月庚申(7日)から従三位に昇る同10年正月甲子(23日)以前までの期間には四体すべてが完成していたと考えられている<sup>(2)</sup>。

この割注部分についての訓読や是公によって寄進された毘沙門天の持物についての解釈については先の拙稿で触れているので、ここでは割愛するが、西大寺四王堂四天王像の完成時期について語る際の指標の一つとなっているといえるだろう。

#### 2 「正四位上藤原是公」の立場

では、ここで『西大寺資財流記帳』にみえる正四位上にあった藤原是公の立場を考えたい。是公は同8年正月に正四位上へ昇った。この時参議のほか春宮大夫・左衛士督などを兼官していた。この正四位上にあった期間には同年10月辛卯(13日)にさらに左大弁を兼官し、同9年には一時的に大和守を兼ねていた。

これは「藤原式家体制」「藤原式家主導体制」と呼ばれる体制の中にあっても、是公が立場を確立していったことを示している。是公は自身の息男である真友の妻に藤原蔵下麻呂の娘を、雄友の妻には石上宅嗣の娘を迎えていたことが『尊卑分脈』にみえる。蔵下麻呂は勿論、宅嗣も式家閥と目される人物であることがよく知られるところであり、また宅嗣は式家が領導する体制下において太政官の中心貴族の一人として重きをなした人物である。式家内の世代交代に問題があり人材を欠いていたという側面もあるが、是公自身も式家に近い存在として見做され、宝龜年間後半の昇進への道につながったのではないかと考えられる<sup>(4)</sup>。

くわえて当時皇太子で山部親王と名乗っていた桓武天皇が宝龜8年12月より病に冒されたことが、『続日本紀』にみえている。これは是公が正四位上になる一月前のことだった。その後、症状は重篤なものとなっていき、同9年正月の元日朝賀はとりやめとなった。最終的には同年10月丁酉(25日)に回復したことがみえるまで、半年以上もの間桓武は重病に苦しみ、春宮大夫であった是公もその対応に苦慮したものと想像される。

#### 3 持物寄進の意味

この桓武が重病にある期間で気にかかる点として、同9年3月に桓武の病氣平癒を祈願して東大寺・西大寺・西隆寺で誦経が行われ、また同月庚午(24日)の大赦では皇太子であった桓武の平癒を祈って30人を出家させ、伊勢神宮と全国の諸神に使者を派遣して幣を奉らせていることが挙げられる。

つまり西大寺は誦経をさせる場の一つとして史料にみえることから、その寺の毘沙門天像への持物寄進は桓武の病氣平癒を祈願してのものだった可能性が生じる。また既述の『続日本紀』同年10月丁酉条の内容は快復した桓武が報賽のため伊勢神宮に向かった記事であった。この記事内容を考慮すれば、西大寺の誦経に対する報賽として春宮大夫である是公が毘沙門天像に持物を寄進した可能性も出てくるだろう。いずれにせよ西大寺四王堂四天王毘沙門天像に持物を寄進することは不自然ではない状況だったということである。

先ほど拙論<sup>(5)</sup>において山田美季氏の論考を取り上げたが、山田氏は是公が「正四位上」の時期に寄進したことについて、称徳天皇・道鏡政権の象徴というべき西大寺四天王像の持物を奉納することに政治的な利点はあまりないのではないかとし、その中での寄進は是公自身の功績としても意義を見出し難いのではないかという点から、正四位上というのは、あくまで『資財帳』作成時における是公の位であって四天王像の完成時期や刀を奉納した時期は別に想定できないだろうかとする指摘を根拠の一つとして論を展開されている。

しかし既述の通り「正四位上藤原是公」が西大寺四王堂の毘沙門天像への持物を寄進することには、桓武の闘病に関わるものという政治的な状況を挙げることができる。またこの時期に前後して娘である吉子が皇太子であった桓武に入内していると考えられることからしても、この「正四位上」の時期に持物を寄進したことは、公私に是公自身にとって意義を見出せる行為となったであろうことが指摘できるだろう。

#### 註

- (1) 池田光佑 (a)「藤原是公試論—春宮大夫補任以前についての覚書—」(『史聚』50号記念号、2017年)。(b)「称徳朝の藤原是公について—『西大寺資財流記帳』にみえる是公に関する先行研究から—」(『龍谷日本史研究』44・45号、2022年)など。
- (2) 松本栄一「西大寺四王堂の諸尊」(『國華』632号、1943年)。
- (3) 註(1) 池田前掲 (b) 論文。
- (4) 是公の係累については、木本好信「藤原是公の係累」(『奈良時代の藤原氏と諸氏族—石川氏と石上氏—』おうふう、2004年)に詳しい。
- (5) 註(1) 池田前掲 (b) 論文。
- (6) 山田美季「西大寺四王堂四天王像と王権守護—邪鬼にみる創建当初の造形と持物寄進者藤原是公を手がかりに—」(『佛教藝術』346号、2016年)。

- 47 「藤原仲麻呂、道鏡」(林陸朗他編『日本史総合辞典』東京書籍、一九二一年)
- 48 「書評 瀧浪貞子著『日本古代宮廷社会の研究』」(『古代文化』四四卷一〇号、一九九二年)
- 49 「第四代文武天皇夫人藤原宮子娘」(『歴史と旅』二〇巻九号、一九九三年)
- 50 「藤原武智麻呂と房前」(『古代文化』四五巻八号、一九九三年)
- 51 「元正天皇―反藤原勢力の中心的存在―」(『歴史読本』三八巻八号、一九九三年)
- 52 「(書評) 林陸朗著『桓武天皇論』」(『国史学』一五四号、一九九五年)
- 53 「県犬養橘宿禰三千代」(佐伯有清先生古稀記念『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年)
- 54 「続・藤原武智麻呂と房前」(『政治経済史学』三四七号、一九九五年)
- 55 「奈良時代の政変」(阿部猛編『日本古代史研究事典』東京堂出版、一九九五年)
- 56 「淳仁天皇・淡路廃帝、称徳天皇・孝謙上皇の重祚、光仁天皇・天智系皇統の復活」(『歴史と旅』二三巻二号、一九九六年)
- 57 「長屋王の変をめぐる諸問題」(林陸朗他編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、一九九六年)
- 58 「聖武天皇の皇太子」(『政治経済史学』三六三号、一九九六年)
- 59 「橘三千代と長屋王の変」(駒沢大学大学院史学会古代史部会編『奈良平安時代史の諸相』高科書店、一九九七年)
- 60 「阿倍内親王の立太子」(彦由一太先生追悼『政治経済史学』三七〇号、一九九七年)
- 61 「奈良時代の政治形態」(阿部猛先生古稀記念『日本社会における王権と封建』東京堂出版、一九九七年)
- 62 「長屋王の変」(『別冊歴史読本』二三巻六号、一九九八年)
- 63 「奈良時代(藤原不比等・藤原広嗣・橘諸兄・道祖王・藤原仲麻呂ほか)」(『歴史読本』二三巻二二号、一九九八年)
- 64 「長屋王家の経済的基盤」(『日本古代史「王城と都市」の最前線』新人物往来社、一九九九年)
- 65 「長屋王の変の密告について」(『政治経済史学』四〇〇号、一九九九年)
- 66 「長屋王の変の密告について(追補)」(『政治経済史学』四〇三号、二〇〇〇年)
- 67 「(解説) 中川收著『奈良朝政治史の研究』」(黒田日出男他編『日本史文献事典』弘文堂、二〇〇三年)
- 68 「第四代聖武天皇」(『歴史読本』五〇巻二二号、二〇〇五年)
- 69 「第四代文武天皇夫人藤原宮子…第四代光仁天皇皇后井上内親王…」(『歴史読本』五〇巻二二号、二〇〇五年)

- 70 「山背王をめぐる諸問題」(『史聚』三八号、二〇〇六年)
- 71 「法王道鏡の奸謀」(『史聚』三九・四〇合併号、二〇〇七年)
- 72 「隅寺仏舍利出現詐謀事件」(『政治経済史学』五〇〇号、二〇〇八年)
- 73 「吉備真備の遣唐副使追補」(『史聚』四五号、二〇一二年)
- 74 「藤原広嗣の親族讒乱」(『史聚』五〇号、二〇一七年)
- 75 「中臣習宜阿曾麻呂について」(木本好信編『古代史論聚』岩田書院、二〇二〇年)

※原則として初出時の著作を掲載して、再掲載は採録していない。あ

# 奈良時代政治史研究 創刊号

二〇二三年九月一日印刷、九月三日発行

発行・千六三〇・八一五

奈良市大宮町一丁目三番四号

木本好信方

奈良時代政治史研究会

振替口座

0246048004「木本好信」

編集・発行人

木本好信

印刷・千六五〇・〇〇四七

神戸市中央区港島南町五丁目四番五号

交友印刷(新田悦司・牧野敬子担当)

【定価 七三〇円(送料込)】

# 中川收先生著作目録

小口雅史 編  
木本好信

## 【著書】

『奈良朝政争史』（二六一頁、教育社歴史新書、一九七九年）

『奈良朝政治史の研究』（四六八頁、高科書店、一九九一年）

## 【論文】

1 「統紀天平宝字七年十二月丁酉条について」（『続日本紀研究』六卷八号、一九五九年）

2 「藤原良繼の変」（『続日本紀研究』七卷二・三号、一九六〇年）

3 「家持の『族に諭す歌』の背景」（『日本社会史研究』八号、一九六〇年）

4 「道鏡少僧都就任についての一考察」（『日本社会史研究』九号、一九六〇年）

5 「藤原仲麻呂政権の崩壊過程」（『日本歴史』一五〇号、一九六〇年）

6 「天平神護元年における和氣王の謀叛」（『日本歴史』一七九号、一九六三年）

7 「律令国家における女帝」（『政治経済史学』一六号、一九六四年）

8 「称徳・道鏡政権の形成過程」（『日本歴史』一九六号、一九六四年）

9 「称徳・道鏡政権下の藤原氏」（『続日本紀研究』一二六号、一九六五年）

10 「神護景雲三年五月の巫蠱事件」（『日本社会史研究』一五号、一九六五年）

11 「称徳・道鏡政権の構造とその展開」（『國學院雑誌』六六卷七号、一九六五年）

12 「塩焼王をめぐる諸問題」（『北海道私学教育研究協会研究紀要』九号、一九六六年）

13 「光仁朝の政治動向」（『政治経済史学』四五・四六号、一九六六年）

14 「光仁朝の成立と井上皇后事件」（『日本歴史』二二七号、一九六七年）

15 「藤原良繼の境涯」（『北海道私学教育研究協会研究紀要』一二号、一九六七年）

16 「称徳孝謙天皇」（『北海道私学教育研究協会研究紀要』一五号、一九六八年）

17 「天平勝宝四年における雑戸の復活」（『北海道私学教育研究協会研究紀要』一八号、一九六九年）

18 「孝謙朝前期における天皇の政治的役割」（『北海道産業短期大学紀要』四号、一九七〇年）

19 「藤原仲麻呂政権の確立」（『北海道産業短期大学紀要』五号、一九七一年）

20 「光明・仲麻呂体制の形成」（『国史学』八七号、一九七二年）

21 「桓武朝政権の成立」（『日本歴史』二八八・二八九号、一九七二年）

22 「藤原仲麻呂の政治基調」（『北海道産業短期大学紀要』六号、一九七二年）

23 「橘諸兄体制の成立と構成」（『日本歴史』三〇八号、一九七四年）

24 「藤原四子体制とその構造上の特質」（『日本歴史』三三〇号、一九七五年）

25 「養老六年の多治比三宅麻呂誣告事件」（『政治経済史学』一〇八号、一九七五年）

26 「藤原不比等の政界進出」（『政治経済史学』一二〇号、一九七六年）

27 「長屋王首班体制の成立とその政治」（『国史学』一〇三号、一九七七年）

28 「左大臣藤原魚名の左降事件」（『國學院雑誌』八〇卷一一号、一九七九年）

29 「長屋王の政治とその終焉」（『歴史読本』二五卷一四号、一九八〇年）

30 「光仁天皇の讓位」（『政治経済史学』一八四号、一九八一年）

31 「皇極天皇・斉明天皇―蘇我・中大兄の傀儡―」（『歴史と旅』九卷一号、一九八二年）

32 「律令国家の推進者七人」（『歴史読本』二七卷一一号、一九八二年）

33 「呪われた長岡京―藤原種継―」（『歴史読本』二七卷二二号、一九八二年）

34 「宿命の対決―大海人皇子VS大友皇子―」（『歴史読本』二七卷一七号、一九八二年）

35 「光仁朝における復位・復籍」（『政治経済史学』二〇〇号、一九八三年）

36 「聖武天皇の讓位」（『日本歴史』四二六号、一九八三年）

37 「奈良時代Ⅱ『古事記』から和氣清麻呂まで一四の間違い」（『歴史読本』二九卷三号、一九八四年）

38 「第四六代孝謙天皇、第四七代淳仁天皇、第四八代称徳天皇、第四九代光仁天皇」（『歴史と旅』一二卷一〇号、一九八五年）

39 「光仁朝政治の構造と志向」（林陸朗先生還暦記念『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年）

40 「奈良時代」（『歴史読本』三一巻九号、一九八六年）

41 「藤原不比等・県犬養橘三千代、長屋王・吉備内親王、藤原仲麻呂・藤原袁比良」（『歴史読本』三三巻四号、一九八七年）

42 「橘奈良麻呂の刑死、藤原仲麻呂の最期」（『歴史読本』三三巻一〇号、一九八七年）

43 「奈良朝の陪都―保良宮・由義宮―」（『歴史読本』三三巻一二号、一九八七年）

44 「孝徳天皇皇后弘文天皇妃」（『歴代天皇・歴代皇后』研秀出版、一九八七年）

45 「長屋王、橘奈良麻呂、吉備真備、和氣清麻呂」（『歴史読本』三三巻二三号、一九八七年）

46 「長屋王とその王子たち」（『政治経済史学』三〇〇号、一九九一年）

## 創刊の辞

この度『奈良時代政治史研究』との小雑誌を創刊いたすことになりました。長年にわたって奈良時代政治史を専攻してきましたが、古代史分野全体もそうなのですが奈良時代政治史の分野もわたくしの学生時代のような活気がみられない現状にあります。わたくしのなかに同じ分野を専攻する研究者の方々によるさらなる奈良時代政治史研究の進化と深化を期待する気持ちが湧いてきましたことから、これに特化した雑誌の創刊を思いついた次第です。

わたくしのような研究者の末席にある者のなすべきことではないとの自責の念もあります。退職を機会になにか自分で納得することやってみたいという気持ちが先立ちました。とりあえずは年刊の予定ですが、何号まで続けられますか今はわかりません。このような小雑誌ですが、どうかご理解いただきまして何とぞご尽力をお願いいたします。

なお、経費節減のために大学図書館・研究室以外の個人については、原則郵送での頒布ではなくPDFによる配信となります。

## 【追悼文】

### 中川收先生の思い出

本 本 好 信

中川收先生の御奥様から郵便で、先生が三月一四日に亡くなられていたことの連絡がありました。

以前のからの電話で「新年を迎えられそうだが、誕生日までは大丈夫かな」って仰っておられました。やはり訃報が届きますと驚くとともに悲しみに直面します。

先生は、一九三五年に北海道にご生誕、國學院大學をご卒業されて教員生活を続けられたのち、北海道産業短期大学、北海道薬科大学教授にご就任されました。いまは兄とも慕っておられた先輩の林陸朗氏と古代史研究の話に花を咲かせているかもしれません。

先生は教育とともに研究にもご精励されて多くのすぐれた論文を発表されてきています（『著作目録』参照）。ご著書としては『奈良朝政争史』（教育社・一九七九年）と、『奈良朝政治史の研究』（高科書店・一九九一年）が代表作で、ことに前者は奈良時代の政争について当時

としては新たな視点でもって深く考察しているものの分りやすい内容で論じた名著として残っています。いま、わたくしは分かりやすい奈良時代政治史というコンセプトで新書原稿を書いています。草稿ができあがった時にあらためて、この中川先生の著作をみて自作の未熟な内容に自己嫌悪になりました。

先生には古代史専門誌である『史聚』の編集担当として原稿依頼をしたことが度々でしたが、先生は無理な要求にも断らずに一九九七年から二〇一七年までに五論文を期限内に届けていただきました。そして、わたくしの古稀記念の『古代史論聚』（岩田書院・二〇二〇年）にも「中臣習宜阿曾麻呂について」をご寄稿いただきました。

わたくしが先生のお名前を存じあげたのは、藤原仲麻呂に興味をもって「藤原仲麻呂政権の崩壊過程」（『日本歴史』一五〇号・一九六〇年）の論文を図書館で読んだ時で、一九七〇年のことです。わたくしの半世紀以上にわたる奈良時代政治史の研究の前には常に先生の研究の足跡がありました。その点で、先生は先達の師ともいっても良い方です。拙著の『藤原仲麻呂』（ミネルヴァ書房・二〇一〇年）末尾には「主要参考文献」を挙げていますが、先生の著書・論文が断然に多くて一二個で、このことが証になります。

先生は長く札幌市の朝日カルチャーセンター講座の講師を務めておられて、秋の正倉院展の時には聴講生を引率して毎年奈良にいられていました。この時には必ずホテルのロビーでなにかとご教示をいただきました。それは深夜に及ぶことがふつうでした。そのようなある時に、藤原四家ごとの官人を考察のうえ、藤原氏の総合的研究をと勧めてくださったことがあり、それが『藤原式家官人の考察』『藤原南家・京家官人の考察』『藤原南家・北家官人の考察』の三部作につながりました。

また『日本歴史』は何号から持っていますか」と聞かれたことがありました。ご帰宅後にご自分の架蔵する二二二号（一九五八年八月）から二五九号（一九六九年二月）までが宅配便で送られてきたこともありました。

先生は毎年季節ごとに北海道の名産品をご恵贈くださいました。お礼に奈良特産の柿などをお送りして、その都度に電話で長話をするのが楽しみでした。長い長い間のご教示とご高誼にお礼を申し上げます。

Journal  
of  
NARAJIDASEIJISHIKENKYU

No.1

CONTENTS

|                                                                                                                                                      |                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| The Political Position of Prince Toneri : <i>Centering Administrator (Chidajōkanji) of the Dajōkan</i><br>.....                                      | IBARAKI yoshiyuki ( 1 )               |
| About the household system of the crown prince in the Nara period<br>.....                                                                           | UEMURA masahiro ( 4 )                 |
| A discussion of the background to Emperor Shōmu's establishment of Funadoō as Crown Prince<br>.....                                                  | KIMOTO yoshinobu ( 7 )                |
| Story toward Fujiwara-no-yoshitsugu's death in "Shoku Nihongi"<br>.....                                                                              | NAKAMURA terukazu ( 9 )               |
| Study on "Fujiwara being divided into four houses, and a house of Emi having made"<br>.....                                                          | MATSUO hikaru (12)                    |
| Emperor Shōmu and Buddhism : <i>Focusing on the young death of the Crown Prince and the first meeting with Emperor Shōmu's birth mother</i><br>..... | MIYAZAKI kenji (15)                   |
| Donation of Fujiwara-no-korekimi : <i>discuss it from contents of "Saidaijirukishizaityo"</i><br>.....                                               | IKEDA kōsuke (18)                     |
| Inaugural Address .....                                                                                                                              | (一)                                   |
| Memorial                                                                                                                                             |                                       |
| Memories of NAKAGAWA osamu .....                                                                                                                     | KIMOTO yoshinobu (一)                  |
| Catalog of NAKAGAWA osamu's Warks .....                                                                                                              | OGUCHI masashi & KIMOTO yoshinobu (二) |

---

Edited by  
NARAJIDASEIJISHIKENKYUKAI  
(A Study of the Political History of the Nara Period)